

後期高齢者医療制度の概要

(平成30年度版)



山梨県後期高齢者医療広域連合

目 次

I	後期高齢者医療制度の沿革	—————	P 1
II	後期高齢者医療広域連合の組織	—————	P 2
III	後期高齢者医療制度の概要		
1	制度の運営としくみ	—————	P 3～P 6
	市町村負担金の状況 …… (P 5・P 6)		
2	被 保 険 者	—————	P 7～P 10
	被保険者数の推移 …… (P 8)		
	年齢区分別の状況 …… (P 9)		
	異動事由別の状況 …… (P 9)		
	市町村別被保険者数 …… (P 10)		
3	保 険 料 の 賦 課	—————	P 11～P 16
	所得区分別の状況 …… (P 14)		
	軽減被保険者の状況 …… (P 14)		
	保険料賦課状況 …… (P 15・P 16)		
4	保 険 料 の 徴 収	—————	P 17～P 22
	保険料収納状況 …… (P 19)		
	市町村別収納状況 …… (P 20・P 21)		
	短期証等の交付状況 …… (P 22)		
	差押えの状況 …… (P 22)		
	不納欠損の状況 …… (P 22)		
5	保 険 給 付	—————	P 23～P 37
	医療費及び医療給付費 …… (P 27)		
	葬祭費 …… (P 28)		
	診療種別医療費の状況 …… (P 28)		
	1人当たり医療費の状況 …… (P 29)		
	市町村別医療費の状況 …… (P 30)		
	市町村別療養給付費の状況 …… (P 31)		
	市町村別1人当たり医療費〔総額〕 …… (P 32)		
	市町村別1人当たり医療費〔内訳〕 …… (P 34)		
	市町村別1人当たり療養費の状況 …… (P 35)		
	市町村別診療費諸率の状況 …… (P 36・P 37)		
6	医 療 費 の 適 正 化	—————	P 38
7	保 健 事 業	—————	P 39～P 42
	市町村別交付額の状況 …… (P 41)		
	市町村別交付額の状況(歯科) …… (P 42)		
8	決 算 の 状 況	—————	P 43～P 48
	一般会計決算の状況 …… (P 46)		
	特別会計決算の状況 …… (P 47・P 48)		
IV	年 表	—————	P 49～P 55

I 後期高齢者医療制度の沿革

S48	S58	H9	H11	H12	H14	H15	H17	H18	H20
老人医療費の無料化 (自治体レベルでは35年)	老人保健法を制定	政府等で新制度の検討を開始	老健拠出金不払い運動	新制度を平成十四年度に必ず実施すること	新制度まともらず次の課題に	医療保険制度体系等に関する基本方針を決定	医療制度改革大綱を決定	健康保険法等改正法案が成立	後期高齢者医療制度が施行

従来、75歳（一定の障害のある人は65歳）以上の方は、国保や健保組合などの医療保険制度に加入したまま、「老人保健制度」のもとで医療を受けていましたが、特に高齢者の医療費が急速に伸びるなか、高齢者と若年者の費用負担の関係が不明確であること等による不公平感や、制度の運営責任が不明確といった問題点が指摘されていました。

老人保健制度

- 若人と高齢者の費用負担関係が不明確
- 保険料を納めるところ（健保等保険者）と使うところ（市町村）が分離し、運営責任が不明確
- 加入する保険や市区町村により、保険料額に差がある

医療給付の財源構成

窓口での自己負担金	公費負担 5割 (国4：県1：市1)
	国保・被用者保険からの拠出金 5割 (高齢者と現役世代の保険料の区別無し)

後期高齢者医療制度

- 若人と高齢者の負担を明確化（若人が給付費の4割、高齢者が1割）
- 保険料を納めるところと、使うところを広域連合に一元化して、運営責任を明確化
- 都道府県ごとの医療費水準に応じた保険料を高齢者全員で公平に負担

医療給付の財源構成

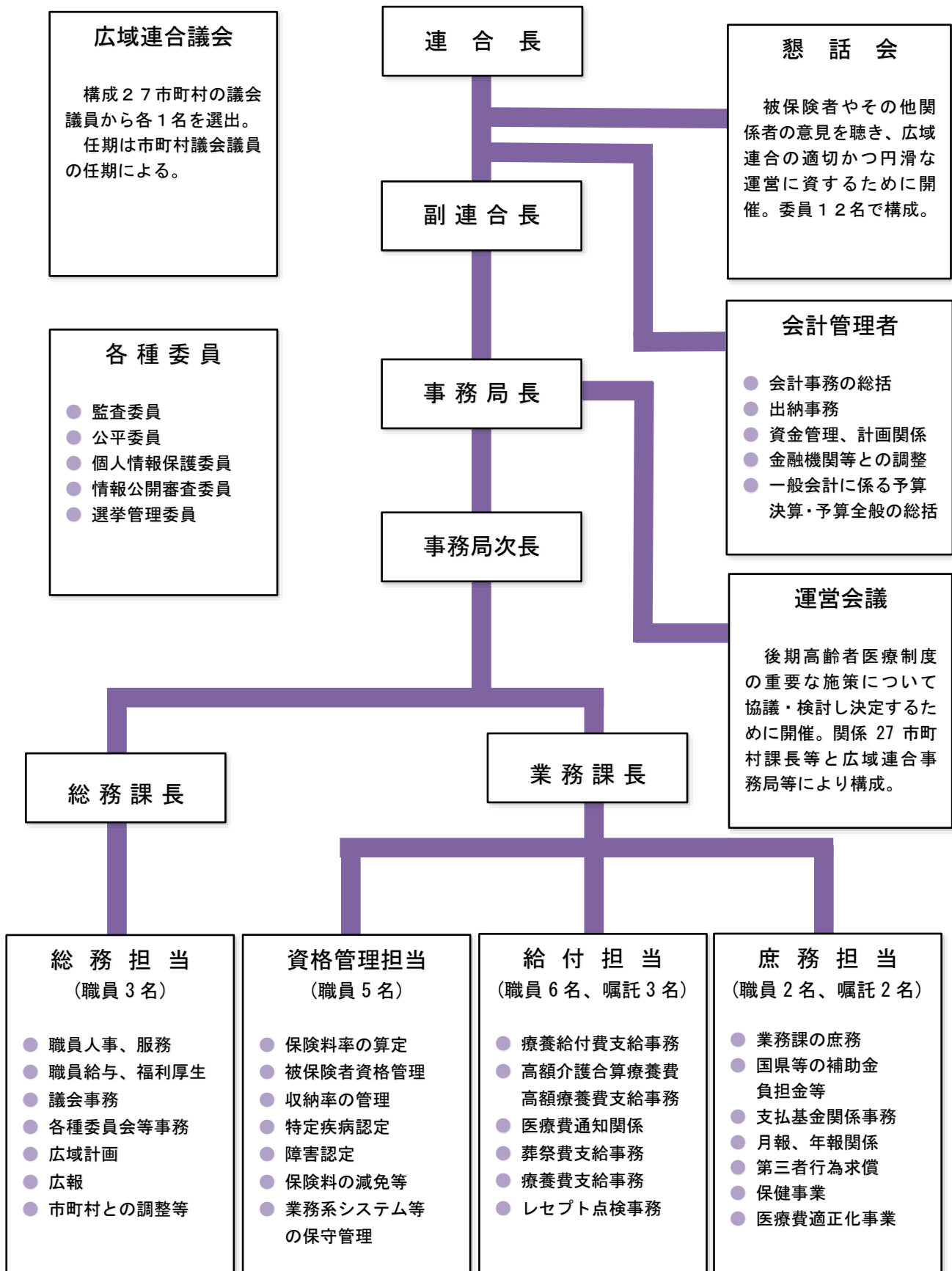
窓口での自己負担金	公費負担 5割 (国4：県1：市1)
	国保・被用者保険(現役世代)からの支援金 4割
	被保険者の保険料 1割

そして、これらの問題点を解決しながら、高齢者の心身の特性や生活実態を踏まえ、急速に進む高齢化社会に対応するための仕組みとして、平成20年4月1日、「後期高齢者医療制度」が始まりました。

こうして始まった「後期高齢者医療制度」ですが、施行後すぐに廃止法案が国会に提出されるなど、当初は安定した制度とはいえませんでした。

しかし、社会保障改革国民会議の報告書（平成25年8月）において、後期高齢者医療制度については、現在では十分定着しており、今後は、現行制度を基本としながら必要な改善を行っていくことが適当である旨の報告がなされ、その後の持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律の成立（平成25年12月）を経て、現在では定着した制度になりつつあります。

Ⅱ 後期高齢者医療広域連合の組織



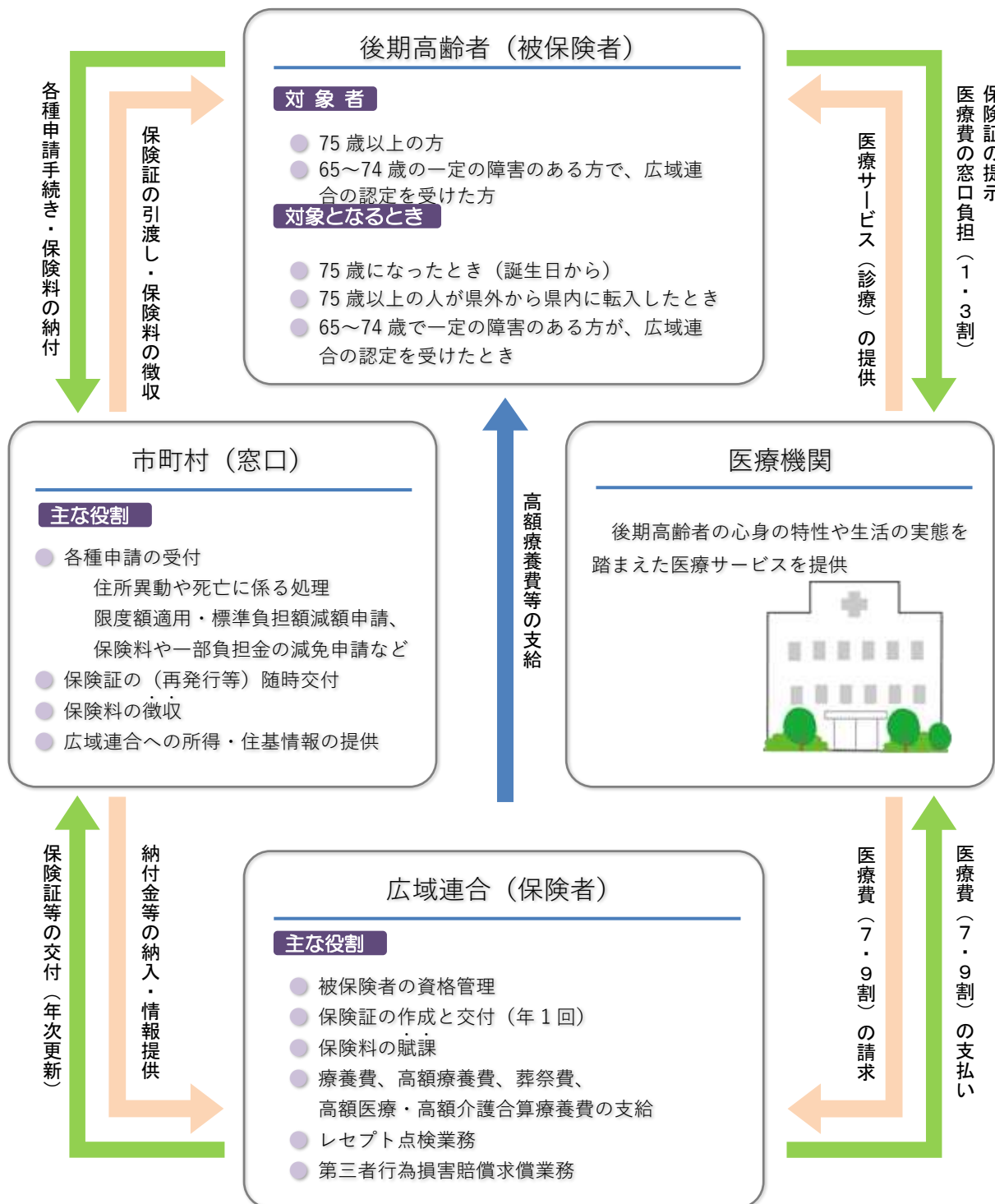
Ⅲ 後期高齢者医療制度の概要

1 制度の運営としくみ

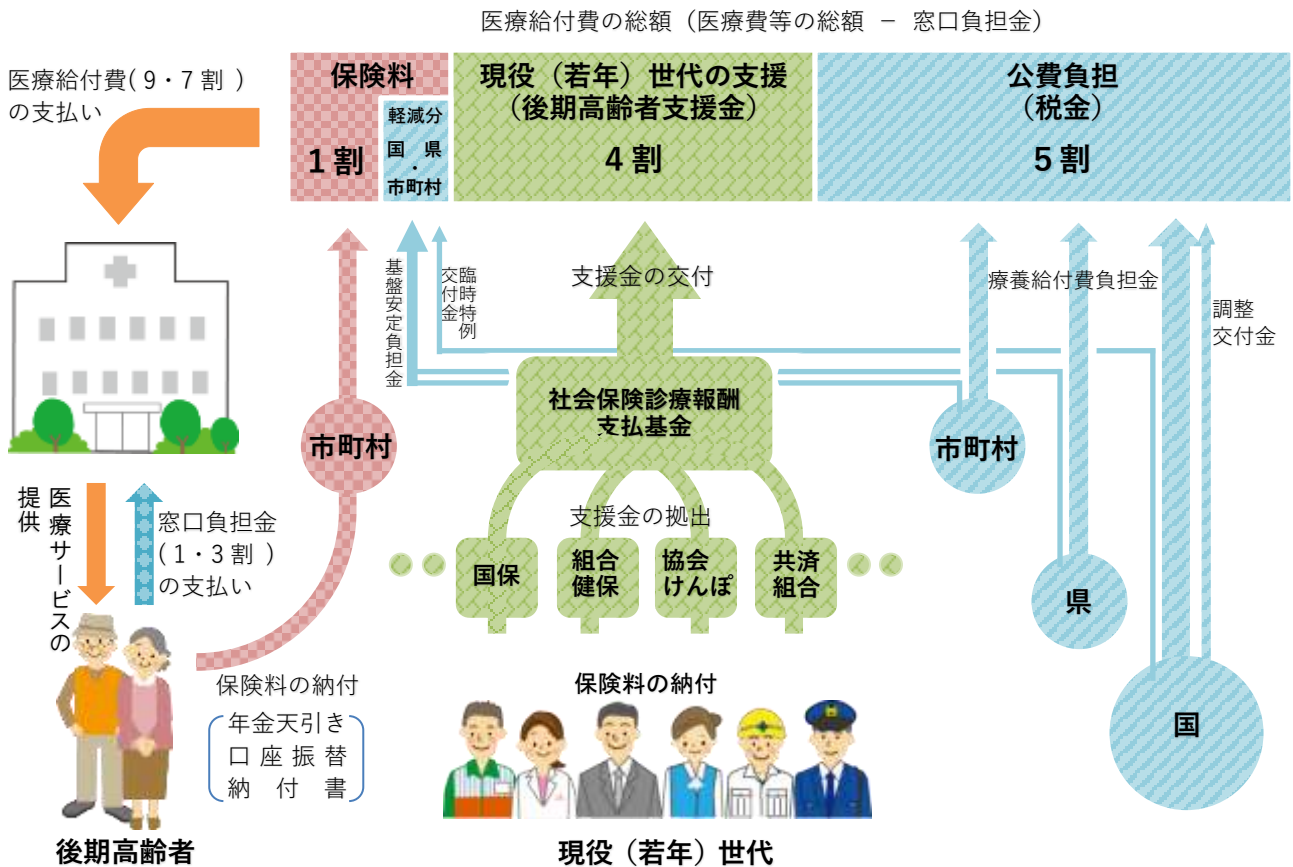
(1) 制度の運営

後期高齢者医療制度の運営は、都道府県ごとにすべての市町村が加入する広域連合が行います。

山梨県においては、平成 19 年 2 月 1 日に県内のすべての市町村が加入する山梨県後期高齢者医療広域連合が設立され、平成 20 年 4 月 1 日に制度が施行されました。市町村と役割分担を行いながら、保険者として制度を運営しています。



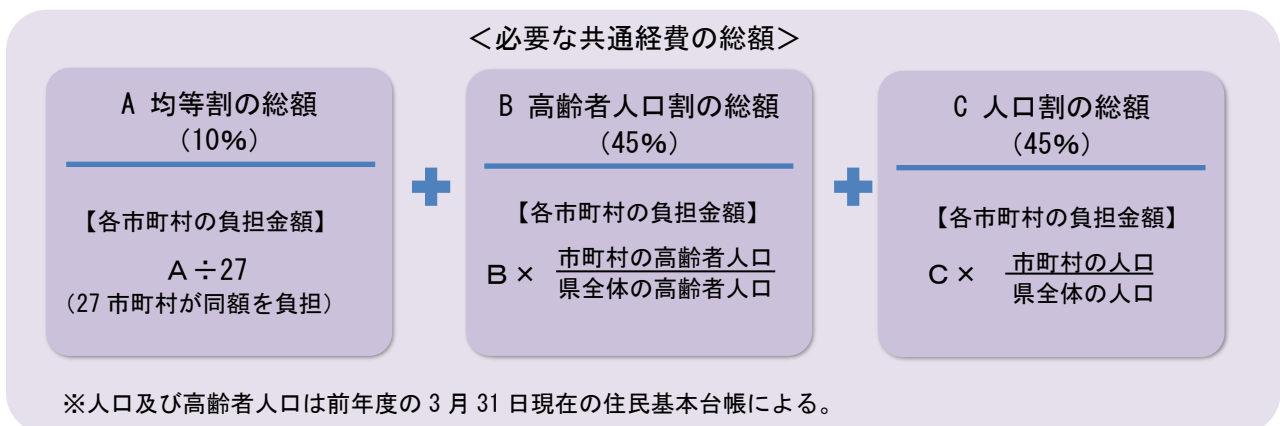
(2) 医療給付の財源構成



- 窓口負担が3割（現役並み所得者）の人の医療給付においては、保険料（1割）と現役世代からの支援金9割（通常は4割）が充てられます。（公費負担（5割）はありません。）
- 後期高齢者の保険料による負担率は約1割（10%）ですが、2年ごとに現役世代の人口減少割合に応じて見直されており、平成30・31年度は11.18%となっています。

(3) 医療給付以外（人件費・事務費等）の財源

広域連合の運営に必要な共通経費（人件費・事務費等）は、主に県下27市町村が納付する負担金により賄っています。



● 市町村負担金 [医療給付の財源] の状況 [平成 30 年度]

(単位：円)

市町村名	保険料負担金				療養給付費 負担金	基 盤 安 定 負担金
	特別徴収分	普通徴収分	過年度分	計		
1 甲 府 市	1,083,833,100	737,138,814	9,650,424	1,830,622,338	1,995,386,316	478,702,144
2 富 士 吉 田 市	212,656,550	136,231,100	525,305	349,412,955	438,788,880	130,969,791
3 都 留 市	146,790,130	84,625,850	964,220	232,380,200	241,535,222	75,196,578
4 山 梨 市	194,709,750	135,426,080	1,327,028	331,462,858	387,434,185	99,483,777
5 大 月 市	171,816,660	63,332,230	1,149,114	236,298,004	307,602,451	84,317,267
6 韮 崎 市	144,819,130	68,612,680	321,320	213,753,130	245,236,298	71,738,732
7 南アルプス市	297,562,880	172,795,388	2,058,176	472,416,444	557,336,288	155,603,176
8 北 杜 市	330,251,260	140,664,800	1,633,150	472,549,210	489,916,268	147,125,950
9 甲 斐 市	316,688,080	195,014,150	1,456,420	513,158,650	516,383,255	128,870,665
10 笛 吹 市	300,420,240	261,664,790	2,663,740	564,748,770	652,845,392	162,150,043
11 上 野 原 市	164,865,980	77,416,890	645,940	242,928,810	247,505,064	65,495,518
12 甲 州 市	194,273,930	137,864,080	1,033,400	333,171,410	351,690,645	91,100,670
13 中 央 市	108,709,410	85,989,180	646,590	195,345,180	204,849,308	54,022,686
14 市 川 三 郷 町	105,122,640	37,041,100	718,360	142,882,100	208,575,149	61,168,156
15 早 川 町	9,750,060	4,689,020	0	14,439,080	25,337,435	6,910,622
16 身 延 町	105,146,310	32,018,080	799,930	137,964,320	219,275,267	60,653,262
17 南 部 町	60,174,230	16,788,790	0	76,963,020	110,247,847	30,681,253
18 富 士 川 町	87,240,490	41,123,580	4,475,970	132,840,040	151,555,861	50,309,099
19 昭 和 町	55,555,190	82,580,230	432,450	138,567,870	107,598,169	26,062,020
20 道 志 村	12,249,620	5,522,500	219,810	17,991,930	18,377,525	4,499,107
21 西 桂 町	15,969,540	8,232,390	0	24,201,930	40,497,901	11,810,582
22 忍 野 村	22,785,390	14,849,140	351,030	37,985,560	54,181,598	13,624,191
23 山 中 湖 村	28,482,120	31,977,020	151,920	60,611,060	38,762,346	8,397,617
24 鳴 沢 村	13,313,180	9,789,720	149,560	23,252,460	24,629,268	7,294,931
25 富士河口湖町	106,956,680	78,466,180	341,300	185,764,160	199,751,473	52,994,921
26 小 菅 村	4,004,230	2,678,870	0	6,683,100	8,733,848	4,287,551
27 丹 波 山 村	3,626,340	1,129,180	0	4,755,520	9,477,880	4,100,620
広 域 連 合	4,297,773,120	2,663,661,832	31,715,157	6,993,150,109	7,853,511,139	2,087,570,929

● 市町村負担金 [人件費・事務費等の財源] の状況 [平成 30 年度]

(単位：人、円)

市町村名	市町村人口		負担金額				(参考)
	総数	内高齢者	均等割	人口割	高齢者人口割	計	29 年度負担金
1 甲 府 市	189,200	29,607	1,752,919	48,308,358	49,811,102	99,872,000	99,498,000
2 富 士 吉 田 市	49,284	7,228	1,752,919	12,583,663	12,160,457	26,497,000	26,455,000
3 都 留 市	30,448	4,546	1,752,919	7,774,275	7,648,234	17,175,000	17,198,000
4 山 梨 市	35,207	6,132	1,752,919	8,989,389	10,316,536	21,059,000	21,128,000
5 大 月 市	24,640	4,952	1,752,919	6,291,321	8,331,292	16,376,000	16,570,000
6 韭 崎 市	29,966	4,177	1,752,919	7,651,206	7,027,425	16,432,000	16,313,000
7 南アルプス市	71,880	9,160	1,752,919	18,353,091	15,410,872	35,517,000	35,232,000
8 北 杜 市	47,367	8,906	1,752,919	12,094,197	14,983,540	28,831,000	28,579,000
9 甲 斐 市	75,223	8,323	1,752,919	19,206,657	14,002,695	34,962,000	34,224,000
10 笛 吹 市	69,861	10,274	1,752,919	17,837,580	17,285,077	36,876,000	36,557,000
11 上 野 原 市	23,554	4,286	1,752,919	6,014,033	7,210,808	14,978,000	14,981,000
12 甲 州 市	32,152	5,883	1,752,919	8,209,357	9,897,616	19,860,000	20,049,000
13 中 央 市	30,712	3,335	1,752,919	7,841,682	5,610,836	15,205,000	14,966,000
14 市 川 三 郷 町	15,763	3,256	1,752,919	4,024,760	5,477,926	11,256,000	11,494,000
15 早 川 町	1,089	348	1,752,919	278,054	585,479	2,616,000	2,663,000
16 身 延 町	12,139	3,293	1,752,919	3,099,446	5,540,175	10,393,000	10,664,000
17 南 部 町	7,903	1,777	1,752,919	2,017,870	2,989,642	6,760,000	6,855,000
18 富 士 川 町	15,392	2,804	1,752,919	3,930,033	4,717,477	10,400,000	10,471,000
19 昭 和 町	20,066	1,766	1,752,919	5,123,443	2,971,135	9,847,000	9,575,000
20 道 志 村	1,724	297	1,752,919	440,188	499,676	2,693,000	2,702,000
21 西 桂 町	4,346	613	1,752,919	1,109,662	1,031,317	3,894,000	3,889,000
22 忍 野 村	9,630	787	1,752,919	2,458,824	1,324,056	5,536,000	5,427,000
23 山 中 湖 村	5,827	764	1,752,919	1,487,806	1,285,361	4,526,000	4,493,000
24 鳴 沢 村	3,148	439	1,752,919	803,778	738,578	3,295,000	3,271,000
25 富士河口湖町	26,327	3,255	1,752,919	6,722,062	5,476,243	13,951,000	13,892,000
26 小 菅 村	718	193	1,752,919	183,327	324,705	2,261,000	2,266,000
27 丹 波 山 村	570	191	1,752,919	145,538	321,340	2,220,000	2,208,000
広 域 連 合	834,136	126,592	47,328,813	212,979,600	212,979,600	473,288,000	471,620,000

※ 市町村人口は、平成 30 年 3 月 31 日現在

※ 負担金額には、追加設備負担金分は含んでいない

2 被保険者

(1) 被保険者の要件

後期高齢者医療制度では、右表のいずれかに該当する方を（該当することになった日から）被保険者としています。（下の（2）や（3）に示すような例外もあります。）

被保険者の要件 (高確法第 50 条)	
1	県内に住所を有する、75 歳以上の方
2	県内に住所を有する、65～74 歳の方で、一定の障害があり、申請により広域連合の認定を受けた方

(2) 被保険者の適用除外

(1) の条件を満たしていたとしても、右表の適用除外理由に該当する方については、後期高齢者医療制度の被保険者とはなりません。

適用除外理由 (高確法第 51 条)	
1	生活保護法による保護世帯（保護が停止中の世帯を除く。）に属する者
2	適用除外とすべき特別の理由がある者で、省令で定める条件に該当する者（短期滞在の外国人等）

(3) 住所地の特例

被保険者となるためには、基本的に広域連合内（山梨県内）に住んでいなければなりません。

しかし、中には病院への入院や施設への入所のために住所を移す場合もあり、このようなケースでは、病院や施設の多い広域連合ほど、必要な給付費の負担が増えることになります。

このことから、病院や施設等に入院・入所するために住所を異動された方については、異動前の保険者（広域連合）による被保険者資格を継続することになっています。

また、平成 30 年 4 月から山梨県内の国民健康保険被保険者で、山梨県外の住所地特例対象施設に入所している方が 75 歳に到達した場合や障害認定にて被保険者の資格を取得した場合も住所地特例（高確法第 55 条の 2）となります。

住所地特例対象施設 (高確法第 55 条)	
1	病院または診療所
2	障害者支援施設
3	重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設
4	養護老人ホーム 特別養護老人ホーム
5	指定介護保険施設

(4) 被保険者証

被保険者証（以下、「保険証」という。）は、被保険者 1 人に 1 枚、75 歳の誕生日までに市町村から送付されます。

なお、65 歳～74 歳で一定の障害があり、申請により広域連合の認定を受けた方は、市町村の担当窓口で交付されるか、後日郵送されます。

保険証は毎年更新され、毎年 8 月 1 日から新しい保険証になります（負担割合も前年中の所得等により再判定されます）。

また、年度の途中で世帯構成の変更や所得の更正などにより一部負担割合が変更された際には、その都度新しい保険証が交付されます。

被 保 険 者 名	後期 太郎
被 保 険 者 番 号	01234567
負 担 割 合	1 割
有 効 期 限	令和 2 年 7 月 31 日

後期高齢者医療被保険者証		有効期限	令和 2 年 7 月 31 日
		交付年月日	令和元年 7 月 1 日
被 保 険 者 番 号			
住 所	甲府市蓬沢一丁目15番35号		
氏 名	後期 太郎	性別	男
生 年 月 日	昭和10年10月10日		
資 格 取 得 年 月 日	平成20年 4 月 1 日		
発 効 期 日	平成20年 4 月 1 日		
一 部 負 担 金 の 割 合	1割		
保 険 者 番 号	3 9 1 9 0 0 0 0		
保 険 者 名	山梨県後期高齢者医療広域連合		

● 被保険者数の推移

(年度末現在、単位：人、%)

年 度	県の人口 4 月 1 日現在	被保険者			[再掲] 障害認定者	
		人数	加入率	対前年度比	人数	対前年度比
26 年度	834,346	118,473	14.20	1.12	1,334	▲11.54
27 年度	830,049	120,638	14.53	1.83	1,233	▲7.57
28 年度	823,835	123,337	14.97	2.24	1,133	▲8.11
29 年度	818,455	125,587	15.34	1.82	1,094	▲3.44
30 年度	812,641	128,780	15.85	2.54	1,121	2.47

※ 県の人口は、山梨の統計「山梨県の推計人口と世帯数」による。

[参考] 全国の被保険者数の推移

(年度末現在、単位：人、%)

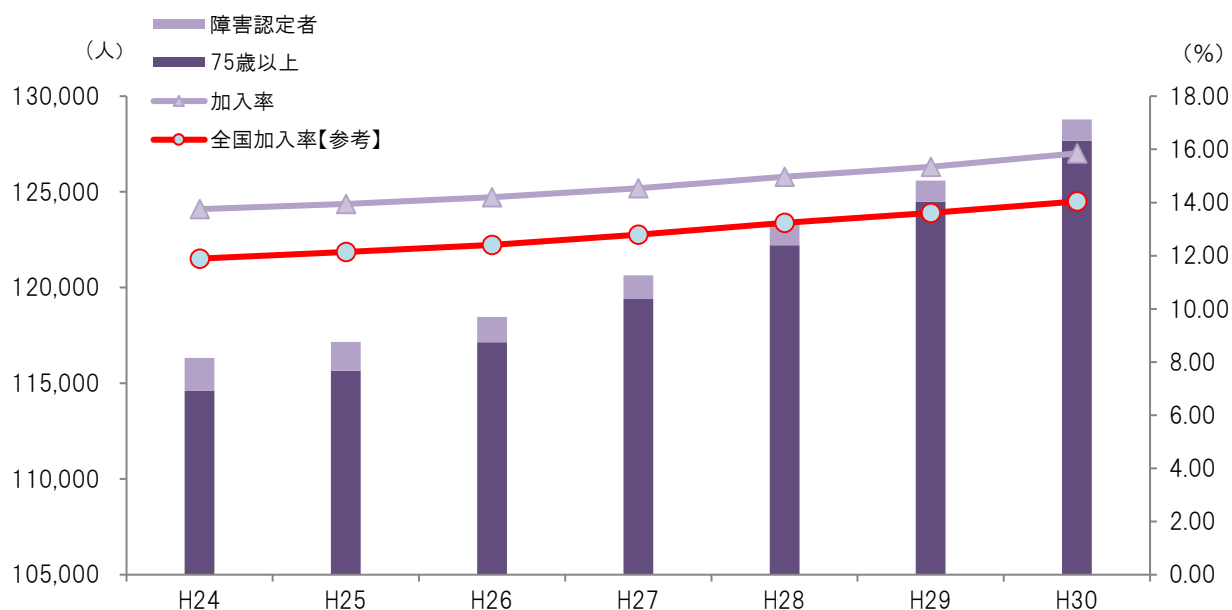
年 度	全国の人口	被保険者			[再掲] 障害認定者	
		人数	加入率	対前年度比	人数	対前年度比
26 年度	127,111,844	15,767,282	12.40	2.15	357,364	▲2.60
27 年度	126,975,470	16,236,819	12.79	2.98	343,313	▲3.93
28 年度	126,760,784	16,777,798	13.24	3.33	327,321	▲4.66
29 年度	126,501,966	17,218,907	13.61	2.63	316,722	▲3.24
30 年度	126,230,000	17,718,152	14.04	2.90	309,403	▲2.31

※ 全国の人口は、総務省の「人口推計、各月 1 日現在人口、月次、(4 月 1 日現在)」による。

※ 被保険者数等は、厚生労働省の「後期高齢者医療事業月報」による。

※ 平成 30 年度数値は、概算値または速報値のため数値が変わる場合がある。

● 被保険者数と加入率の推移



● 年齢区分別の状況

(年度末現在、単位：人)

年齢区分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
65 歳～69 歳	333	414	441	407	419
70 歳～74 歳	1,001	819	692	687	702
75 歳～79 歳	41,725	42,459	43,773	44,548	46,911
80 歳～84 歳	35,205	35,119	35,308	35,657	35,548
85 歳～89 歳	24,643	25,285	25,676	26,044	26,093
90 歳～94 歳	11,573	12,314	13,074	13,621	14,096
95 歳～99 歳	3,387	3,599	3,728	3,988	4,314
100 歳～	606	629	645	635	697
計	118,473	120,638	123,337	125,587	128,780
被扶養者であった 被保険者 [再掲]	18,276	17,775	17,258	16,708	16,307

※ 上記の数値は、後期高齢者医療事業状況報告書（事業年報）A表による。

● 異動事由別の状況

(年度末現在、単位：人)

異動事由		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
増	転入	309	347	309	373	379
	生活保護の廃止	52	64	53	76	70
	年齢到達	8,744	9,518	10,176	10,060	10,903
	その他	293	376	335	342	384
	計	9,398	10,305	10,873	10,851	11,736
減	転出	357	340	375	410	402
	生活保護の開始	176	180	220	217	272
	死亡	7,247	7,257	7,237	7,612	7,556
	その他	148	169	199	187	166
	計	7,928	7,946	8,031	8,426	8,396
増減差	転入－転出	▲48	7	▲66	▲37	▲23
	生活保護の廃止－開始	▲124	▲116	▲167	▲141	▲202
	年齢到達－死亡	1,497	2,261	2,939	2,448	3,347
	その他	145	207	136	155	218
	計	1,470	2,359	2,842	2,425	3,340

※ 障害認定による増減は「その他」に含む

※ 上記の数値は、後期高齢者医療事業状況報告書（事業年報）A表による。

● 市町村別被保険者数 [平成 30 年度]

(年度末現在 単位：人、%)

市町村	被保険者数			障害認定者		元被扶養者		現役並み所得者	
	人数	構成比	年度平均	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
1 甲 府 市	29,859	23.19	29,463	443	39.52	2,424	14.86	2,096	27.07
2 富 士 吉 田 市	7,453	5.79	7,329	21	1.87	1,577	9.67	398	5.14
3 都 留 市	4,593	3.57	4,527	1	0.09	855	5.24	240	3.10
4 山 梨 市	6,203	4.82	6,119	80	7.14	693	4.25	413	5.33
5 大 月 市	4,974	3.86	4,947	5	0.45	817	5.01	179	2.31
6 韭 崎 市	4,266	3.31	4,191	36	3.21	518	3.18	213	2.75
7 南アルプス市	9,478	7.36	9,309	140	12.49	1,471	9.02	526	6.79
8 北 杜 市	9,085	7.05	8,953	33	2.94	1,020	6.25	464	5.99
9 甲 斐 市	8,680	6.74	8,392	26	2.32	907	5.56	540	6.97
10 笛 吹 市	10,361	8.05	10,167	58	5.17	1,183	7.25	729	9.41
11 上 野 原 市	4,296	3.34	4,269	3	0.27	579	3.55	246	3.18
12 甲 州 市	5,867	4.56	5,816	9	0.80	611	3.75	455	5.88
13 中 央 市	3,457	2.68	3,372	11	0.98	482	2.96	233	3.01
14 市 川 三 郷 町	3,363	2.61	3,350	91	8.12	470	2.88	103	1.33
15 早 川 町	340	0.26	349	2	0.18	38	0.23	18	0.23
16 身 延 町	3,303	2.56	3,318	62	5.53	481	2.95	88	1.14
17 南 部 町	1,798	1.40	1,807	28	2.50	291	1.78	41	0.53
18 富 士 川 町	2,827	2.20	2,814	21	1.87	426	2.61	138	1.78
19 昭 和 町	1,820	1.41	1,778	3	0.27	185	1.13	195	2.52
20 道 志 村	320	0.25	317	5	0.45	69	0.42	21	0.27
21 西 桂 町	650	0.50	635	9	0.80	158	0.97	17	0.22
22 忍 野 村	806	0.63	802	6	0.54	220	1.35	41	0.53
23 山 中 湖 村	781	0.61	766	1	0.09	63	0.39	74	0.96
24 鳴 沢 村	460	0.36	446	1	0.09	74	0.45	26	0.34
25 富士河口湖町	3,350	2.60	3,305	26	2.32	634	3.89	240	3.10
26 小 菅 村	209	0.16	206	0	0.00	36	0.22	6	0.08
27 丹 波 山 村	181	0.14	184	0	0.00	25	0.15	4	0.05
広 域 連 合	128,780	100.00	126,928	1,121	100.00	16,307	100.00	7,744	100.00

※ 元被扶養者 … 資格取得日の前日において被用者保険の被扶養者であり、保険料負担のなかった者

※ 年度平均は、3月から2月までの被保険者数を合算して12月で除した数値であり、広域連合数値と市町村の合算数値は、一致しません。

3 保険料の賦課

(1) 保険料の基本的な枠組み

医療給付等に必要な財源のうち、約1割を被保険者に負担していただくための保険料は、被保険者全員が負担する「均等割」と、所得に応じて負担する「所得割」で構成されています。

また、保険料率は、2年を通じて財政の均衡が保てるように決定し、2年毎に見直しを行うほか、同一の広域連合内では、保険料は原則として均一賦課※となっています。

※保険料は原則として均一賦課

高確法第104条により、医療の確保が著しく困難である地域等について(恒久措置)、また、法附則により療養の給付等に要する費用が著しく低い地域等について(制度開始から6年間の経過措置)、不均一賦課ができる旨規定されています(差額は国県が1/2ずつ負担)。山梨県では、小菅村に法附則による不均一賦課を行っていました。

(2) 保険料率（均等割額と所得割率）

保険料率の決定にあたっては、まず、保険給付等に必要な費用額から、公費や支援金等の収入を除いた保険料必要額を求めます。そして、「均等割」分と「所得割」分（原則では50:50の割合ですが、全国からみた所得水準により増減します）それぞれの必要額を収納できるよう、「均等割額」と「所得割率」を（賦課限度額や収納率の見込等も考慮しながら）決定します。

<必要な保険料の総額>

均等割（総額） 原則 50 %
所得割（総額） 原則 50 %

※ 所得水準により割合が変化

〔31年度本算定時における賦課割合は、
均等割 54.37 % : 所得割 45.63 %〕

均等割額

均等割（総額）÷ 山梨県内の被保険者数の見込み

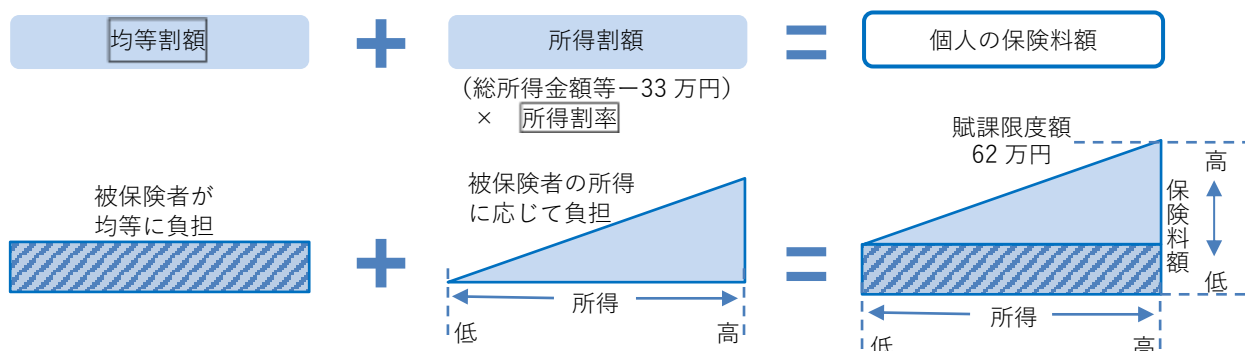
所得割率

所得割（総額）÷ 被保険者の基礎控除後の総所得金額の見込み

年度	所得割率	均等割額
20・21年度	7.28 %	38,710 円
22・23年度	7.28 %	38,710 円
24・25年度	7.86 %	39,670 円
26・27年度	7.86 %	40,490 円
28・29年度	7.86 %	40,490 円
30・31年度	7.86 %	40,490 円

(3) 個人の保険料額

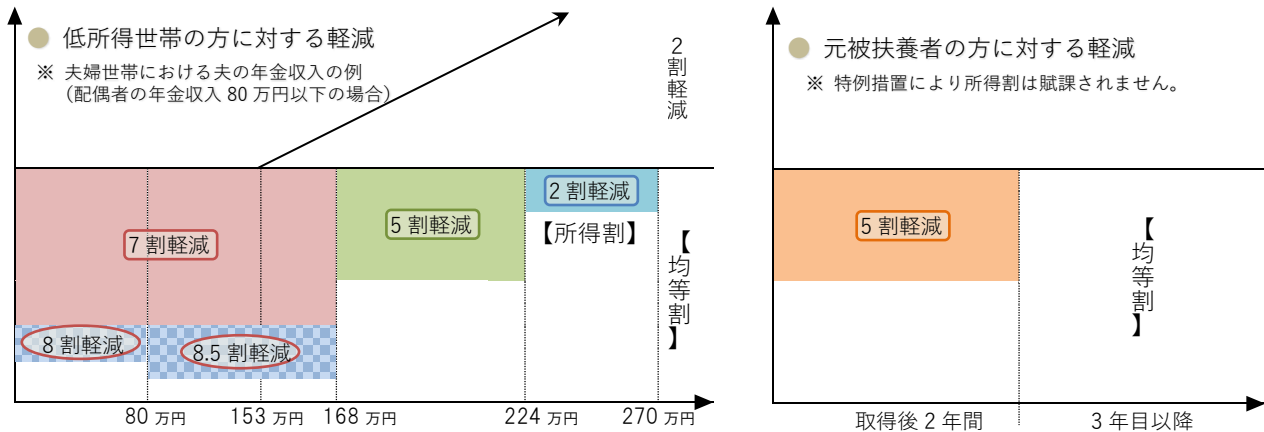
被保険者個人の保険料額は、決定された保険料率と個人の総所得金額等を元に計算されます。



(4) 保険料の軽減

低所得世帯の被保険者や、後期高齢者医療制度の創設に伴って新たに負担を生じることとなった元被用者保険の被扶養者の負担を軽減するため、保険料を軽減する制度が設けられています。

なお、軽減に伴う財源は、国が高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金（下図の網掛け部分の財源）として、県および市町村が保険基盤安定負担金（下図の低所得世帯の方に対する軽減の網掛け部分以外の財源）として負担しています。



① 低所得世帯の方に対する軽減

世帯の所得に応じて、均等割額を次のとおり軽減します。

軽減割合		軽減となる条件（平成 31 年 4 月 1 日～）	
均等割額	8 割	算定基礎額 ≤ 33 万円	かつ被保険者全員が年金収入 80 万円以下（その他の所得なし）
	8.5 割	算定基礎額 ≤ 33 万円	
	5 割	算定基礎額 ≤ 33 万円 + 28 万円 × 被保険者数	
	2 割	算定基礎額 ≤ 33 万円 + 51 万円 × 被保険者数	

※ 算定基礎額は、同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合計額です。
公的年金受給者は軽減判定時に総所得金額等から 15 万円が控除されます。

② 被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減

被用者保険の被扶養者であった方については、激変緩和措置として、後期高齢者医療制度の被保険者となった月から（制度上は 2 年間ですが、特例措置により期限なしで）所得割額は賦課されず、均等割額については平成 28 年度までは 9 割軽減、平成 29 年度は 7 割軽減、平成 30 年度は 5 割軽減されていきました。なお、平成 31 年度以降は、特例による軽減はなくなりましたが、資格取得後 2 年経過する月まで 5 割軽減されます。

(5) 保険料の減免

広域連合長は、次のいずれかに該当し、その生活が著しく困難となった場合において、必要と認めるときは、保険料を減免することができるとされています。(山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第 17 条)

1 被保険者又は世帯主が、震災、風水害、火災等の災害により、住宅、家財、その他の財産について著しい損害を受けたこと。

2 被保険者の世帯主が死亡したこと、又は心身に重大な障害を受け若しくは長期入院したことにより、収入が著しく減少したこと。

3 被保険者の世帯主の収入が、事業又は業務の休止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

4 被保険者の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

5 被保険者が、高齢者の医療の確保に関する法律第 89 条の規定による療養の給付等の制限を受けたこと。

6 その他広域連合長が認める特別な事情があること。(災害救助法適用市町村から転入等)

● 所得区分別の状況

(年度末現在、単位：人、%)

年度	被保険者								
	人数計	現役並み所得者		一般		低所得者Ⅱ		低所得者Ⅰ	
		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
26 年度	118,473	6,002	5.07	65,536	55.32	24,242	20.46	22,693	19.15
27 年度	120,638	6,074	5.03	65,979	54.69	25,510	21.15	23,075	19.13
28 年度	123,337	6,603	5.35	67,386	54.64	26,422	21.42	22,926	18.59
29 年度	125,587	7,018	5.59	68,438	54.49	27,445	21.85	22,686	18.06
30 年度	128,780	7,744	6.01	69,653	54.09	28,754	22.33	22,629	17.57

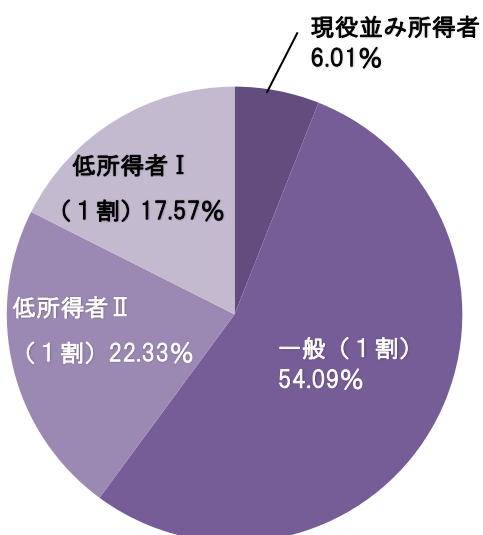
● 軽減被保険者の状況

(年度末現在、単位：人、%)

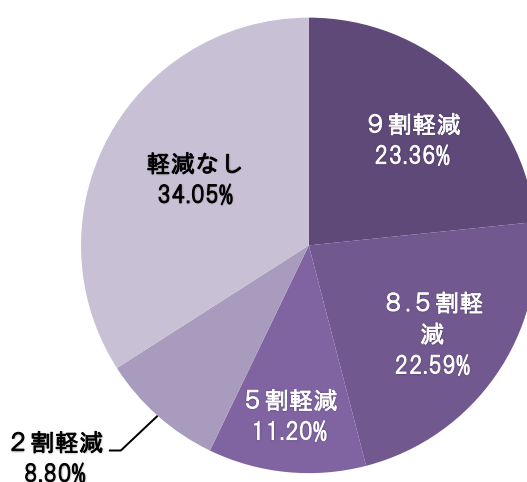
軽減割合	26 年度		27 年度		28 年度		29 年度		30 年度	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
被保険者数全体	118,473	—	120,638	—	123,337	—	125,587	—	128,780	—
均等割 9 割軽減	24,745	20.89	25,254	20.93	25,232	20.46	30,153	24.01	30,087	23.36
均等割 8.5 割軽減	21,220	17.91	22,518	18.67	23,256	18.86	28,283	22.52	29,093	22.59
均等割 5 割軽減	9,538	8.05	10,700	8.87	11,555	9.37	12,388	9.86	14,427	11.20
均等割 2 割軽減	7,813	6.59	8,714	7.22	9,548	7.74	10,570	8.42	11,332	8.80
所得割 軽減	12,768	10.78	13,473	11.17	14,295	11.59	15,177	12.08	—	—

※所得割軽減特例については、平成 28 年度まで 5 割軽減、平成 29 年度は 2 割軽減、平成 30 年度以降は軽減なしです。

● 所得区分の割合 [平成 30 年度]



● 均等割軽減被保険者の割合 [平成 30 年度]



● 保険料賦課状況

ア 保険料率等

項目	22・23年度	24・25年度	26・27年度	28・29年度	30・31年度
均一賦課 所得割率	7.28%	7.86%	7.86%	7.86%	7.86%
均等割額	38,710 円	39,670 円	40,490 円	40,490 円	40,490 円
不均一賦課 調整割合	4/6	5/6	法附則に定める 6年の経過により解消 ⇒ ⇒		
(小菅村) 所得割率	6.40%	7.30%			
均等割額	34,064 円	37,289 円			
賦課限度額（法定）	50（50）万円	55（55）万円	57（57）万円	57（57）万円	62（62）万円

イ 賦課割合

項目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
所得割	42.94%	42.41%	43.16%	43.90%	44.94%	54.37%
均等割	57.06%	57.59%	56.84%	56.10%	55.06%	45.63%

※ 賦課割合は、本算定時（7月1日）の数値

ウ 被保険者一人当たり賦課額

項目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
軽減前賦課額	70,956 円	70,311 円	71,233 円	72,176 円	73,542 円	74,468 円
増減額	1,190 円	▲645 円	922 円	943 円	1,366 円	926 円
対前年度比	1.71%	▲0.91%	1.31%	1.32%	1.89%	1.26%
軽減後賦課額	48,426 円	47,453 円	48,566 円	50,927 円	53,414 円	56,376 円
増減額	83 円	▲973 円	1,113 円	2,361 円	2,487 円	2,962 円
対前年度比	0.17%	▲2.01%	2.35%	4.86%	4.88%	5.55%

※ 各項目の数値は、本算定時（7月1日）の状況による。

※ 軽減前賦課額は、確定賦課の軽減前需要額を被保険者数で除したもの。

※ 軽減後賦課額は、確定賦課の決定保険料額を被保険者数で除したもの。

[参考] 全国の保険料率等の状況

(単位：円、％)

	均一保険料率						被保険者一人当たり平均保険料額			
	28-29 年度		30-31 年度				24-25 年度	26-27 年度	28-29 年度	30-31 年度 (見込み)
	被保険者 均等割額	所得割率	被保険者 均等割額	(順位)	所得割率	(順位)	保険料額	保険料額	保険料額	保険料額 (順位)
全 国	45,289	9.09	45,116		8.81		5,569	5,632	5,785	5,857
北 海 道	49,809	10.51	50,205	(8)	10.59	(3)	5,610	5,483	5,353	5,471 (17)
青 森 県	40,514	7.41	40,514	(41)	7.41	(45)	3,331	3,195	3,304	3,475 (46)
岩 手 県	38,000	7.36	38,000	(46)	7.36	(47)	3,142	3,310	3,403	3,603 (45)
宮 城 県	42,480	8.54	41,400	(36)	8.02	(36)	4,742	4,910	4,987	4,967 (29)
秋 田 県	39,710	8.07	39,710	(44)	8.07	(34)	3,319	3,130	3,193	3,271 (47)
山 形 県	41,700	8.58	41,100	(38)	8.01	(37)	3,503	3,456	3,797	3,867 (43)
福 島 県	41,700	8.19	41,600	(34)	7.94	(39)	3,808	4,010	4,133	4,314 (39)
茨 城 県	39,500	8.00	39,500	(45)	8.00	(38)	4,484	4,498	4,704	5,103 (22)
栃 木 県	43,200	8.54	43,200	(30)	8.54	(28)	4,691	4,641	4,767	4,968 (28)
群 馬 県	43,600	8.60	43,600	(27)	8.60	(26)	4,762	4,726	4,841	4,979 (27)
埼 玉 県	42,070	8.34	41,700	(33)	7.86	(41)	6,270	6,179	6,179	6,168 (9)
千 葉 県	40,400	7.93	41,000	(39)	7.89	(40)	5,537	5,622	5,977	6,050 (10)
東 京 都	42,400	9.07	43,300	(29)	8.80	(19)	7,746	8,097	8,107	8,094 (1)
神 奈 川 県	43,429	8.66	41,600	(34)	8.25	(31)	7,430	7,507	7,649	7,416 (2)
新 潟 県	35,300	7.15	36,900	(47)	7.40	(46)	3,626	3,501	3,566	3,832 (44)
富 山 県	43,800	8.60	43,800	(25)	8.60	(26)	5,041	4,866	4,972	5,186 (21)
石 川 県	47,520	9.33	47,520	(14)	9.33	(11)	5,310	5,148	5,288	5,487 (16)
福 井 県	43,700	7.90	45,000	(24)	8.10	(33)	4,619	4,487	4,614	5,023 (24)
山 梨 県	40,490	7.86	40,490	(42)	7.86	(41)	4,097	4,078	4,241	4,493 (36)
長 野 県	40,907	8.30	40,907	(40)	8.30	(29)	4,213	4,465	4,670	4,783 (31)
岐 阜 県	42,690	8.55	41,214	(37)	7.75	(44)	4,723	4,737	5,032	4,990 (26)
静 岡 県	39,500	7.85	40,400	(43)	7.85	(43)	5,091	5,075	5,228	5,414 (18)
愛 知 県	46,984	9.54	45,379	(22)	8.76	(23)	6,664	6,845	7,132	6,905 (3)
三 重 県	43,870	9.06	42,965	(31)	8.86	(18)	4,461	4,786	5,163	5,091 (23)
滋 賀 県	45,242	8.94	43,727	(26)	8.26	(30)	5,180	5,443	5,657	5,567 (14)
京 都 府	48,220	9.61	47,890	(13)	9.39	(10)	6,190	6,076	6,250	6,327 (7)
大 阪 府	51,649	10.41	51,491	(6)	9.90	(7)	6,999	6,887	6,783	6,752 (4)
兵 庫 県	48,297	10.17	48,855	(9)	10.17	(6)	6,321	6,451	6,641	6,674 (5)
奈 良 県	44,800	8.92	45,200	(23)	8.89	(17)	5,746	5,916	6,118	6,210 (8)
和 歌 山 県	44,177	8.93	45,812	(19)	8.80	(19)	4,264	4,251	4,367	4,554 (34)
鳥 取 県	42,480	8.07	42,480	(32)	8.07	(34)	3,989	4,004	4,090	4,282 (40)
島 根 県	45,840	9.28	43,440	(28)	8.25	(31)	4,006	3,955	4,304	4,229 (42)
岡 山 県	49,200	9.87	46,600	(17)	9.17	(14)	5,166	5,136	5,594	5,373 (19)
広 島 県	44,795	8.97	45,500	(21)	8.76	(23)	5,641	5,504	5,793	5,889 (12)
山 口 県	52,390	10.52	52,444	(4)	10.28	(5)	5,621	5,715	5,901	5,975 (11)
徳 島 県	52,913	10.98	52,913	(3)	10.34	(4)	4,479	4,517	4,912	4,951 (30)
香 川 県	47,300	9.26	47,300	(15)	9.26	(12)	5,226	5,123	5,309	5,552 (15)
愛 媛 県	46,308	9.16	46,374	(18)	8.78	(22)	4,458	4,417	4,538	4,616 (32)
高 知 県	54,394	11.42	54,394	(2)	11.42	(1)	4,879	4,748	5,214	5,368 (20)
福 岡 県	56,085	11.17	56,085	(1)	10.83	(2)	6,566	6,560	6,428	6,573 (6)
佐 賀 県	51,800	9.88	51,800	(5)	9.88	(8)	4,742	4,706	4,831	5,013 (25)
長 崎 県	46,800	8.80	45,800	(20)	8.67	(25)	4,326	4,396	4,424	4,524 (35)
熊 本 県	47,900	9.26	47,900	(12)	9.26	(12)	4,394	4,249	4,294	4,482 (37)
大 分 県	48,500	9.52	47,000	(16)	9.06	(16)	4,641	4,491	4,578	4,590 (33)
宮 崎 県	48,400	9.08	48,400	(11)	9.08	(15)	3,893	4,028	4,105	4,231 (41)
鹿 児 島 県	51,500	9.97	50,500	(7)	9.57	(9)	3,917	4,001	4,249	4,320 (38)
沖 縄 県	48,440	8.80	48,440	(10)	8.80	(19)	4,884	5,026	5,320	5,644 (13)

● 「後期高齢者医療事業状況報告」より

● 平均保険料額の算定に当たっては、平成 31 年度における保険料軽減特例の見直しの影響を考慮しているかは広域連合の判断による。

● 平成 30-31 年度の被保険者一人当たり平均保険料額は、保険料改定に係る各広域連合の条例改正時の見込額であり、各年度において実際に各保険者に課される保険料額の平均値とは異なる。

● 平成 24-25 年度～平成 28-29 年度までの被保険者一人当たり平均保険料額（実績）は、「後期高齢者医療制度被保険者実態調査」（厚生労働省保険局）より算出。

4 保険料の徴収

(1) 保険料の納付義務者

保険料の納付義務者は、被保険者本人です。ただし、市町村が普通徴収の方法により徴収しようとする場合については、当該被保険者の属する世帯の世帯主若しくは当該被保険者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)は、保険料を連帯して納付する義務があります。(高齢者の医療の確保に関する法律第108条)

(2) 保険料の徴収方法

保険料の徴収は市町村の事務で、特別徴収(年金天引き)若しくは普通徴収(口座振替・納付書)により徴収します。

① 特別徴収(被保険者の約8割)

年額が18万円以上の年金受給者を対象に、年金から保険料を天引きします(引去月と翌月の2か月分)。ただし、介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の1/2を超える場合は特別徴収しません(介護保険料のみを天引きします)。

また、年額が18万円以上の年金受給者でも、年度途中で後期高齢者医療制度に加入した場合などは、普通徴収となることがあります。

② 普通徴収(被保険者の約2割)

特別徴収以外の被保険者は普通徴収となり、納付書又は口座振替により納付します。普通徴収の納期は各市町村で条例により定められ、山梨県の場合は、7月から2月までの8回払いとなっています。

また、平成21年度より、年金天引きと口座振替の選択制を導入し、配偶者分の保険料を世帯主等がまとめて納めることができるようになりました。

徴収方法	本算定											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収(年金からの天引き)	仮		仮		仮		本		本		本	
普通徴収(口座振替・納付書)				本	本	本	本	本	本	本	本	

① … 仮算定保険料。4月・6月は本算定前のため、8月は本算定に伴う徴収額の変更に必要な手続きが間に合わないため、それぞれ前年度の2月の保険料額で徴収。

② … 本算定後の保険料。

（３）未納者への対応

保険料の納付に関する相談や督促等は、市町村が行います。

保険料を滞納している被保険者については、その状況により、通常より有効期間の短い「短期被保険者証」（以下、「短期証」という。）や、医療費を医療機関の窓口で全額自己負担（後に申請により保険給付分を請求することができます）していただく「被保険者資格証明書」（以下、「資格証明書」という。）が交付されることがあります。

ただし、現在のところ、国の通知により高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることのないよう、「資格証明書」は原則交付しないこととされています。

① 「短期証」の交付

被保険者間の負担の公平及び公正と保険料収納の確保を図るため、滞納している保険料の全額納付が見込めないと認められるときなど、有効期限が通例定める期間より短い「短期証」を交付しています。（山梨県後期高齢者医療広域連合保険料滞納者に係る被保険者証等の取扱要綱）

② 「資格証明書」の交付

被保険者が特別の事情がなく保険料を滞納している場合には、納付相談等の機会を確保するため、「資格証明書」を交付する仕組みが設けられています。

しかし、現在は国からの通知により、原則として交付しないこととされています。

- 後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の運用に係る留意点等について
（平成 21 年 5 月 20 日保高発第 0520001 号）
- 後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の厳格な運用の徹底について
（平成 21 年 10 月 26 日保発 1026 第 1 号）

（４）保険料が不足する場合への対応（財政安定化基金）

予定した保険料収納率を下回った場合や給付費が見込みを上回った場合に、資金の貸付・交付を行う「財政安定化基金」が県に設置されています。

基金の積み立ては、国・県・広域連合がそれぞれ 1/3 ずつ負担します。

山梨県においては、平成 20 年度から 25 年度にかけて給付見込額の 0.09%（拠出率）を積み立て、平成 30 年度末時点の基金残高は約 14 億円となっています。このことから、平成 30・31 年度については、基金への積み立て予定はありません。

● 保険料収納状況

ア 現年度分

(単位：円、%)

年度	調定額	調定割合	収納額	収納率	対前年度比
26 年度	5,823,326,210	100.00	5,793,243,623	99.48	0.17
現年度分	5,808,628,610	99.75	5,779,217,283	99.49	0.17
特別徴収	3,695,731,560	63.62	3,695,731,560	100.00	0.00
普通徴収	2,112,897,050	36.38	2,083,485,723	98.61	0.48
過年度分	14,697,600	0.25	14,026,340	95.43	▲0.32
27 年度	5,817,974,850	100.00	5,784,100,945	99.42	▲0.06
現年度分	5,800,801,170	99.70	5,768,432,345	99.44	▲0.05
特別徴収	3,615,455,210	62.33	3,615,455,210	100.00	0.00
普通徴収	2,185,345,960	37.67	2,152,977,135	98.52	▲0.09
過年度分	17,173,680	0.30	15,668,600	91.24	▲4.19
28 年度	6,083,030,600	100.00	6,051,892,393	99.49	0.07
現年度分	6,065,512,250	99.71	6,034,986,513	99.50	0.06
特別徴収	3,748,617,490	61.80	3,748,617,490	100.00	0.00
普通徴収	2,316,894,760	38.20	2,286,369,023	98.68	0.16
過年度分	17,518,350	0.29	16,905,880	96.50	5.26
29 年度	6,510,500,610	100.00	6,476,930,219	99.48	▲0.01
現年度分	6,488,682,740	99.66	6,455,639,558	99.49	▲0.01
特別徴収	4,067,626,320	62.69	4,067,626,320	100.00	0.00
普通徴収	2,421,056,420	37.31	2,388,013,238	98.64	▲0.04
過年度分	21,817,870	0.34	21,290,661	97.58	1.08
30 年度	6,982,645,400	100.00	6,945,336,710	99.47	▲0.01
現年度分	6,959,797,600	99.67	6,923,768,520	99.48	▲0.01
特別徴収	4,281,879,410	61.52	4,281,879,410	100.00	0.00
普通徴収	2,677,918,190	38.48	2,641,889,110	98.65	0.01
過年度分	22,847,800	0.33	21,568,190	94.40	▲3.18

※ 収納額は、還付未済額を除く。

※ 収納率は、小数点以下第3位を四捨五入して算出。

イ 滞納繰越分

(単位：円、%)

年度	調定額	収納額	収納率	対前年度比	不納欠損額
26 年度	69,975,408	33,621,563	48.05	▲1.30	8,324,015
27 年度	57,388,957	30,093,392	52.44	4.39	6,324,920
28 年度	54,418,700	30,426,341	55.91	3.48	4,966,977
29 年度	49,759,059	26,637,073	53.53	▲2.38	3,918,910
30 年度	52,537,727	28,454,327	54.16	0.63	6,423,952

※ 収納額は、還付未済額を除く。

※ 収納率は、小数点以下第3位を四捨五入して算出。

● 市町村別収納状況 [平成 30 年度]

ア 現年度分

(単位：円、%)

市町村	調定額					収納額	未収額	収納率	不 納 欠損額
	現年度分 特別徴収	現年度分 普通徴収	過年度分	計	構成 比率				
1 甲 府 市	1,078,664,800	744,079,430	5,507,560	1,828,251,790	26.18	1,815,839,762	12,412,028	99.32	0
2 富 士 吉 田 市	212,489,940	136,149,220	739,800	349,378,960	5.00	348,463,150	915,810	99.74	13,490
3 都 留 市	146,572,980	84,610,860	583,940	231,767,780	3.32	230,826,570	941,210	99.59	0
4 山 梨 市	194,828,470	136,495,680	1,400,710	332,724,860	4.77	329,931,400	2,793,460	99.16	0
5 大 月 市	171,633,650	63,605,390	104,980	235,344,020	3.37	234,820,190	523,830	99.78	0
6 韭 崎 市	144,200,300	68,857,680	529,750	213,587,730	3.06	212,827,340	760,390	99.64	18,330
7 南アルプス市	297,004,080	174,180,710	672,860	471,857,650	6.76	469,518,038	2,339,612	99.50	0
8 北 杜 市	325,088,520	140,923,480	1,517,080	467,529,080	6.70	465,975,610	1,553,470	99.67	1,010
9 甲 斐 市	316,064,660	195,113,500	1,908,480	513,086,640	7.35	510,896,240	2,190,400	99.57	0
10 笛 吹 市	299,846,780	264,072,170	2,351,160	566,270,110	8.11	562,448,960	3,821,150	99.33	0
11 上 野 原 市	164,115,540	77,473,680	545,640	242,134,860	3.47	241,348,200	786,660	99.68	0
12 甲 州 市	193,324,410	136,392,020	2,423,930	332,140,360	4.76	331,036,670	1,103,690	99.67	0
13 中 央 市	108,677,840	85,422,670	796,400	194,896,910	2.79	194,517,580	379,330	99.81	0
14 市 川 三 郷 町	104,463,370	37,052,160	272,910	141,788,440	2.03	141,226,510	561,930	99.60	0
15 早 川 町	9,823,830	5,181,630	10,270	15,015,730	0.22	15,015,730	0	100.00	0
16 身 延 町	105,276,820	31,970,010	432,620	137,679,450	1.97	137,138,320	541,130	99.61	0
17 南 部 町	59,906,150	16,605,300	385,650	76,897,100	1.10	76,764,360	132,740	99.83	0
18 富 士 川 町	87,355,490	40,934,300	490,010	128,779,800	1.84	128,296,710	483,090	99.62	0
19 昭 和 町	55,436,460	83,566,830	248,480	139,251,770	1.99	138,078,320	1,173,450	99.16	0
20 道 志 村	12,180,370	5,881,710	0	18,062,080	0.26	17,765,350	296,730	98.36	0
21 西 桂 町	15,908,560	8,252,560	9,940	24,171,060	0.35	24,162,660	8,400	99.97	0
22 忍 野 村	22,780,090	14,747,510	61,490	37,589,090	0.54	37,575,450	13,640	99.96	0
23 山 中 湖 村	28,499,370	33,900,120	665,860	63,065,350	0.90	61,209,600	1,855,750	97.06	0
24 鳴 沢 村	13,417,640	9,845,300	197,600	23,460,540	0.34	23,362,190	98,350	99.58	0
25 富士河口湖町	106,488,970	78,847,200	990,680	186,326,850	2.67	184,704,410	1,622,440	99.13	0
26 小 菅 村	3,991,550	2,673,600	0	6,665,150	0.10	6,665,150	0	100.00	0
27 丹 波 山 村	3,838,770	1,083,470	0	4,922,240	0.07	4,922,240	0	100.00	0
広 域 連 合	4,281,879,410	2,677,918,190	22,847,800	6,982,645,400	100.0	6,945,336,710	37,308,690	99.47	32,830

※ 収納額は、還付未済額を除く。

※ 収納率は、小数点以下第3位を四捨五入して算出。

イ 滞納繰越分

(単位：円、%)

市町村	調定額	構成比率	収納額	未収額	収納率	不納欠損額	欠損率
1 甲 府 市	16,042,805	30.54	9,643,534	6,399,271	60.11	1,629,100	10.15
2 富 士 吉 田 市	1,483,080	2.82	525,305	957,775	35.42	99,270	6.69
3 都 留 市	2,114,760	4.03	964,220	1,150,540	45.59	419,090	19.82
4 山 梨 市	3,293,640	6.27	1,327,028	1,966,612	40.29	777,230	23.60
5 大 月 市	2,834,994	5.40	1,149,114	1,685,880	40.53	345,550	12.19
6 韭 崎 市	629,010	1.20	321,320	307,690	51.08	114,510	18.20
7 南アルプス市	2,811,756	5.35	2,058,176	753,580	73.20	404,970	14.40
8 北 杜 市	2,923,504	5.56	1,608,620	1,314,884	55.02	160,494	5.49
9 甲 斐 市	2,671,360	5.08	1,456,420	1,214,940	54.52	11,120	0.42
10 笛 吹 市	4,060,580	7.73	2,645,210	1,415,370	65.14	659,310	16.24
11 上 野 原 市	1,568,790	2.99	645,940	922,850	41.17	128,360	8.18
12 甲 州 市	3,586,658	6.83	1,012,060	2,574,598	28.22	44,558	1.24
13 中 央 市	676,780	1.29	646,590	30,190	95.54	22,250	3.29
14 市 川 三 郷 町	815,080	1.55	718,360	96,720	88.13	40,490	4.97
15 早 川 町	—	—	—	—	—	—	—
16 身 延 町	2,056,340	3.91	807,430	1,248,910	39.27	715,740	34.81
17 南 部 町	—	—	—	—	—	—	—
18 富 士 川 町	1,645,730	3.13	1,276,260	369,470	77.55	253,770	15.42
19 昭 和 町	555,850	1.06	432,450	123,400	77.80	117,330	21.11
20 道 志 村	219,810	0.42	219,810	0	100.00	0	0.00
21 西 桂 町	—	—	—	—	—	—	—
22 忍 野 村	742,410	1.41	351,030	391,380	47.28	0	0.00
23 山 中 湖 村	655,330	1.25	151,920	503,410	23.18	478,410	73.00
24 鳴 沢 村	150,230	0.29	150,230	0	100.00	0	0.00
25 富士河口湖町	695,070	1.32	341,300	353,770	49.10	2,400	0.35
26 小 菅 村	304,160	0.58	2,000	302,160	0.66	0	0.00
27 丹 波 山 村	—	—	—	—	—	—	—
広 域 連 合	52,537,727	100.00	28,454,327	24,083,400	54.16	6,423,952	12.23

※ 収納額は、還付未済額を除く。

※ 収納率は、小数点以下第3位を四捨五入して算出。

● 短期証等の交付状況

(単位：人、%)

年度	被保険者数 7 月末日 現在	8 月 1 日 現在	割合	短期証交付者数					資格証明書交付者数	
				1 か月 未満	1 か月	2 か月	3 か月	その他	8 月 1 日 現在	割合
26 年度	117,194	397	0.34	7	139	17	234	0	0	0.00
27 年度	118,921	421	0.35	0	175	3	243	0	0	0.00
28 年度	121,332	425	0.35	11	197	1	215	1	0	0.00
29 年度	123,942	423	0.34	16	163	1	242	1	0	0.00
30 年度	126,437	337	0.27	3	136	0	198	0	0	0.00

● 差押えの状況

(単位：件)

年度	差押え件数				差押え金額
	預貯金	生命保険	不動産	その他	
26 年度	11	0	4	6	2,680 千円
27 年度	16	1	0	11	3,450 千円
28 年度	28	1	1	18	1,776 千円
29 年度	21	0	0	8	3,081 千円
30 年度	24	0	0	7	1,466 千円

● 不納欠損の状況

(単位：件、円)

年度	件数	金額	主な理由
26 年度	883	8,324,015	死亡（相続人なし、相続放棄、処分財産なし）、生活困窮、居所不明、時効
27 年度	769	6,324,920	死亡（相続人なし、相続放棄、処分財産なし）、生活困窮、居所不明、生活保護、時効
28 年度	554	4,990,587	死亡（相続人なし、相続放棄、処分財産なし）、生活困窮、居所不明、生活保護、時効
29 年度	565	3,919,920	死亡（相続人なし、相続放棄、処分財産なし）、生活困窮、居所不明、生活保護、時効
30 年度	610	6,456,782	死亡（相続人なし、相続放棄、処分財産なし）、生活困窮、居所不明、生活保護、時効

5 保険給付

(1) 窓口負担（一部負担金）

被保険者が医療機関に支払う窓口負担金の割合は、一般の方は1割、現役並み所得者は3割となります。（下表1参照）

ただし、住民税課税所得（各種控除後の所得）が145万円以上ある場合でも、下表2の条件のいずれかに該当する被保険者は、「基準収入額適用申請書」に収入がわかる書類を添えて、市町村の担当窓口に出すと1割負担になります。

表1 窓口負担割合の判定基準

所得区分	課税区分	判定基準	窓口負担割合
現役並み所得者	課税	住民税課税所得（各種控除後の所得）が145万円以上の被保険者及びその被保険者と同じ世帯の被保険者	3割
一般	課税	現役並み所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ以外の被保険者	1割
低所得者Ⅱ	非課税	世帯全員が住民税非課税の被保険者	1割
低所得者Ⅰ	非課税	住民税非課税世帯で、世帯全員の所得が必要経費・控除（年金所得の控除額は80万円として計算）を差し引いたときに0円となる被保険者	1割

表2 住民税課税所得が145万円以上でも1割負担となる条件

条件	判定基準（いずれか1つに該当）
条件1	世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が1人で、収入が383万円未満
条件2	世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が1人で、収入が383万円以上あるが、同じ世帯に70歳～74歳の方がいて、その方との収入の合計額が520万円未満
条件3	世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が2人以上で、前年の収入の合計額が520万円未満

(2) 一部負担金の減免

過去1年以内の間に、災害などにより住宅や家財などに著しい損害を受けたり、事業の廃止などにより収入が著しく減少したりして、住民税が減免されるか生活保護法に規定する要保護者の状態となり、入院などによる一部負担金の支払いが困難なときは、申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて申請し、認められると一部負担金が減額または免除されます。

1 災害により、住宅や家財に著しい損害を受けたとき

3 事業の休廃止などにより、世帯主または被保険者の収入が著しく減少したとき

2 世帯主が死亡または長期入院したことにより、収入が著しく減少したとき

4 干ばつ、冷害、凍霜害などにより、世帯主の収入が著しく減少したとき

（３）療養の給付等

被保険者は、病気やけがをしたとき、診療等にかかった医療費の１割若しくは３割（前年中の本人所得などにより決定されます。）の自己負担金を窓口で支払うことで、保険医療機関や保険薬局で治療や薬剤などの医療サービスを受けることができます。

療養の給付の内容	
1	診療
2	薬剤または治療材料の支給
3	処置・手術その他の治療
4	在宅における療養上の管理やこれに伴う看護など
5	病院等への入院及びその療養に伴う看護など（食事療養などは除く）

（４）療養費

やむを得ない事情で保険証や限度額認定証などを提示せずに医療機関にかかった場合や海外渡航中に病気やけがで診療を受けた場合（海外療養費）、医師の同意に基づきはり・きゅう・あん摩マッサージ師や柔道整復師の施術を受けた場合に、申請により保険者負担分の金額を給付しています。

療養費が支給される主な内容	
1	急病などのやむを得ない理由で被保険者証を持たずに診療を受けた
2	医師が治療上必要と認めたコルセットなどの補装具代
3	医師が治療上必要と認めた、はり・きゅう・マッサージなどの施術
4	骨折や捻挫などで柔道整復師の施術を受けた
5	海外渡航中に治療を受けた

（５）高額療養費

被保険者が１か月に支払った一部負担金の合計（食事療養費、生活療養費、保険外診療などは含まれません）が高額になった場合、自己負担限度額を超えた額が保険者から高額療養費として給付されます。

所得区分		外来＋入院（世帯ごと）	
		外 来（個人ごと）	
現役並み 所得者	Ⅲ 課税所得 690 万円以上	252,600 円＋（医療費－842,000 円）× 1 % （過去 12 ヶ月間で 4 回目以降 140,100 円）	
	Ⅱ 課税所得 380 万円以上 690 万円未満	167,400 円＋（医療費－558,000 円）× 1 % （過去 12 ヶ月間で 4 回目以降 93,000 円）	
	Ⅰ 課税所得 145 万円以上 380 万円未満	80,100 円＋（医療費－267,000 円）× 1 % （過去 12 ヶ月間で 4 回目以降 44,400 円）	
一 般		18,000 円 （年間上限 144,000 円）	57,600 円 （過去 12 ヶ月間で 4 回目以降 44,400 円）
住民税非課税	低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円
	低所得者Ⅰ		15,000 円

※平成 30 年 8 月から

（６）高額医療・高額介護合算療養費

同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者で、１年間（毎年８月１日～翌年７月３１日）の医療費の自己負担と介護サービスの自己負担を合算した額が定められた限度額を超えたときは、申請により超えた額が「高額医療・高額介護合算療養費」として支給されます。

所得区分		後期高齢者医療＋ 介護保険
現役並み 所得者	Ⅲ 課税所得 690 万円以上	212 万円
	Ⅱ 課税所得 380 万円以上 690 万円未満	141 万円
	Ⅰ 課税所得 145 万円以上 380 万円未満	67 万円
	一般	56 万円
住民税非課税	低所得者Ⅱ	31 万円
	低所得者Ⅰ	19 万円

（７）入院時食事療養費・生活療養費

入院時の食費や居住費（主に長期にわたって療養を必要とする方のための療養病床に入院した場合）については、本人負担分（標準負担額）を支払うことで残りは保険者が負担します。

● 入院時の食費

所得区分		食費 (1食)
現役並み所得者・一般		460 円
低所得者Ⅱ	入院期間が [※] 90 日まで	210 円
	入院期間が [※] 91 日以上 (過去 12 か月)	160 円
低所得者Ⅰ		100 円

● 療養病床入院時の食費・居住費

所得区分	食費 (1食)	居住費 (1日)
現役並み所得者一般	460 円※1	
低所得者Ⅱ	210 円	370 円
低所得者Ⅰ	130 円	
老齢福祉年金受給者	100 円	0 円

※1 一部医療機関では 420 円の場合があります。

（８）移送費

移動が困難な重病人を、緊急のため医師の指示により移送した場合で、広域連合が必要と認めた場合に、移送にかかった費用が支給されます。

（９）訪問看護療養費

訪問看護ステーションなどを利用した場合、医療機関等と同等の保険給付が受けられます。

(10) 葬祭費

被保険者が亡くなった場合、葬祭を行った方に対し、申請に基づき葬祭費 5 万円が支給されます。

★限度額適用・標準負担額減額認定証

所得区分が非課税世帯（低所得者Ⅱもしくは低所得者Ⅰ）に該当する方は、事前にお住まいの市町村の担当窓口申請すると「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

この認定証を医療機関に提示すると、医療費の窓口負担分が高額療養費の自己負担限度額までに、また入院時の食事代等が減額されます。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証			
有効期限		令和**年7月31日	
交付年月日		令和**年8月1日	
被保険者番号 *****			
被 保 険 者	住 所	甲府市蓬沢一丁目15番35号	
	氏 名	後期 太郎	男
	生 年 月 日	昭和10年10月10日	
発 効 期 日		令和**年 8 月 1 日	
適 用 区 分		区分Ⅰ	
長 期 入 院 該 当 年 月 日		保 険 者 印	
保 険 者 番 号 並 び に 保 険 及 び 印		山梨県後期高齢者医療広域連合 印	

★限度額適用認定証

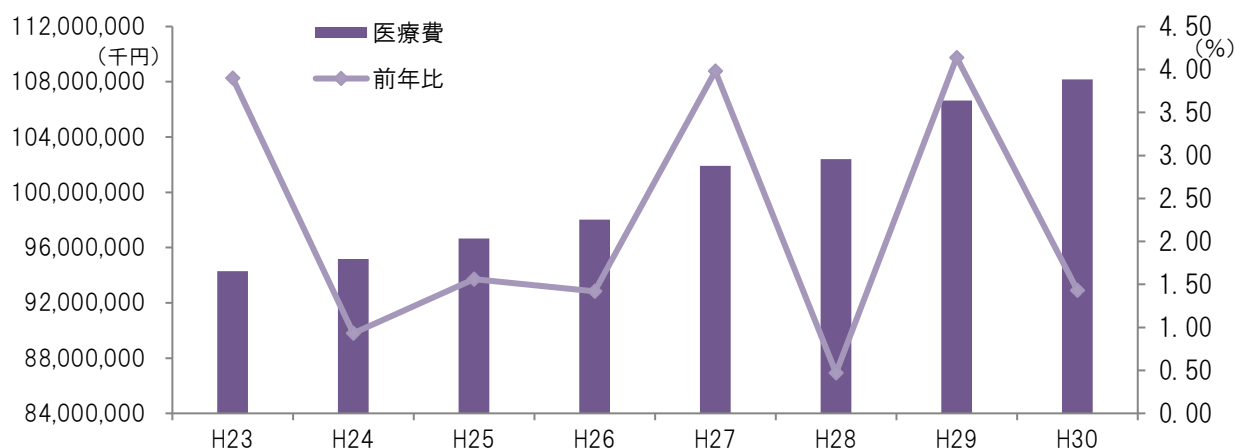
平成 30 年 8 月から、現役並みⅠ・Ⅱ（課税所得 145 万円以上 690 万円未満）に該当する方は、お住まいの市町村の担当窓口にて、申請により「限度額適用認定証」の交付を受けることができます。

医療機関で「限度額適用認定証」を提示していただいた場合、その医療機関で定められた上限額を超える額を支払うことはありません。

また、「限度額適用認定証」の交付を受けていない場合でも、お支払いされた医療費と所得区分の各限度額との差額分が、高額療養費として後日支給されます。

後期高齢者医療限度額適用認定証			
有効期限		令和**年7月31日	
交付年月日		令和**年8月1日	
被保険者番号 *****			
被 保 険 者	住 所	甲府市蓬沢一丁目15番35号	
	氏 名	後期 太郎	男
	生 年 月 日	昭和10年10月10日	
発 効 期 日		令和**年 8 月 1 日	
適 用 区 分		現役Ⅰ	
保 険 者 番 号 並 び に 保 険 及 び 印		山梨県後期高齢者医療広域連合 印	

● 医療費の推移



● 医療費及び医療給付費

(単位：円、%)

年度	医療費		医療給付費			一部負担金	給付率
	金額	前年比	金額	[再掲]高額	[再掲]高額介護		
25 年度	96,658,831,640	1.56	88,649,218,482	3,338,015,644	66,653,142	8,009,613,158	91.71
3 割	4,673,232,834	3.15	3,778,236,191	502,997,692	3,276,834	894,996,643	80.85
1 割	91,985,598,806	1.48	84,870,982,291	2,835,017,952	63,376,308	7,114,616,515	92.27
26 年度	98,028,375,504	1.42	89,937,090,383	3,384,600,965	73,851,682	8,091,285,121	91.75
3 割	4,554,306,939	▲2.54	3,678,214,150	468,519,575	5,743,205	876,092,789	80.76
1 割	93,474,068,565	1.62	86,258,876,233	2,916,081,390	68,108,477	7,215,192,332	92.28
27 年度	101,927,143,804	3.98	93,778,103,520	3,676,157,031	69,417,348	8,149,040,284	92.01
3 割	4,587,534,586	0.73	3,750,124,193	496,950,335	4,407,892	837,410,393	81.75
1 割	97,339,609,218	4.14	90,027,979,327	3,179,206,696	65,009,456	7,311,629,891	92.49
28 年度	102,408,574,096	0.47	94,016,788,052	3,766,346,783	90,033,592	8,391,786,044	91.81
3 割	4,813,647,568	4.93	3,923,346,628	530,993,191	7,766,633	890,300,940	81.50
1 割	97,594,926,528	0.26	90,093,441,424	3,235,353,592	82,266,959	7,501,485,104	92.31
29 年度	106,645,669,482	4.14	97,765,826,443	3,857,303,713	91,590,887	8,879,843,039	91.67
3 割	5,239,573,234	8.85	4,255,623,751	579,487,715	10,742,430	983,949,483	81.22
1 割	101,406,096,248	3.91	93,510,202,692	3,277,815,998	80,848,457	7,895,893,556	92.21
30 年度	108,175,492,489	1.43	98,708,925,032	3,845,414,526	39,556,486	9,466,567,457	91.25
3 割	5,577,665,056	6.45	4,466,791,211	543,116,799	4,271,975	1,110,873,845	80.08
1 割	102,597,827,433	1.18	94,242,133,821	3,302,297,727	35,284,511	8,355,693,612	91.86

(注)「医療給付費」、「一部負担金」及び「給付率」は次による。

医療給付費 = 保険者負担分(定率分) + 高額療養費 + 高額介護合算療養費

一部負担金 = 医療費 - 医療給付費

給付率 = 医療給付費 ÷ 医療費 × 100

● 葬祭費

(単位：件、円)

年 度	件 数	給 付 額	1 件当たり額
26 年度	7,273	363,650,000	50,000
27 年度	7,150	357,500,000	50,000
28 年度	7,063	353,150,000	50,000
29 年度	7,496	374,800,000	50,000
30 年度	7,472	373,600,000	50,000

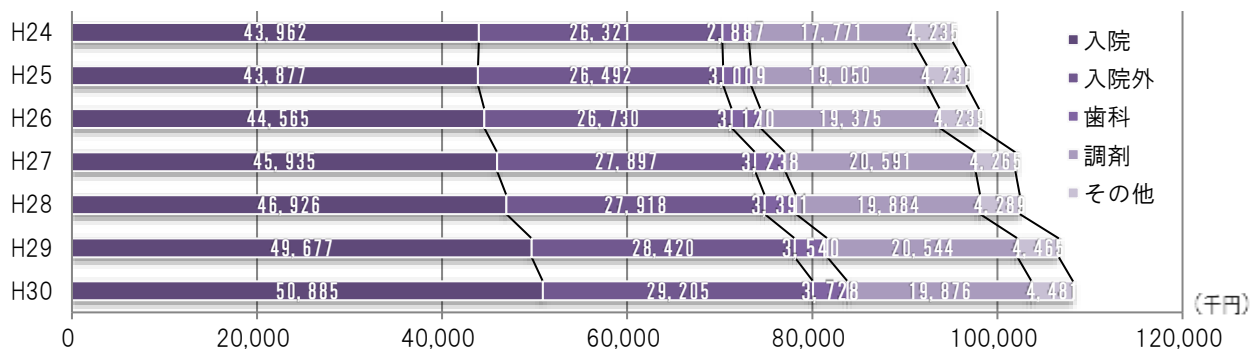
● 診療種別医療費の状況

(単位：千円、%)

年 度	医療費	前年 比	入院	入院外	歯科	調剤	訪問看護	入院時食事 生活療養費	療養費等
26 年度	費用額 98,028,376 件数 3,308,180	1.42 1.66	44,565,343 89,272	26,729,908 1,744,006	3,119,803 200,061	19,374,800 1,200,830	310,382 3,741	2,764,144 84,192	1,163,995 70,270
27 年度	費用額 101,927,144 件数 3,382,270	3.98 2.24	45,935,458 90,276	27,897,090 1,772,588	3,237,878 212,486	20,591,223 1,231,236	298,860 3,924	2,778,062 85,334	1,188,573 71,760
28 年度	費用額 102,408,574 件数 3,469,796	0.47 2.59	46,926,391 91,849	27,917,996 1,807,667	3,391,044 223,382	19,884,400 1,269,872	365,306 4,776	2,758,015 86,902	1,165,422 72,214
29 年度	費用額 106,645,669 件数 3,567,860	4.14 2.83	49,676,570 95,029	28,419,986 1,842,964	3,539,776 238,753	20,544,437 1,313,565	439,242 5,543	2,851,022 90,020	1,174,636 72,006
30 年度	費用額 108,175,492 件数 3,656,879	1.43 2.50	50,884,796 96,482	29,205,171 1,878,414	3,728,281 254,206	19,876,203 1,348,853	448,586 5,926	2,870,268 91,511	1,162,188 72,998

(注)「療養費等」には、鍼灸・マッサージ・柔道整復術を含む

● 診療種別医療費の推移



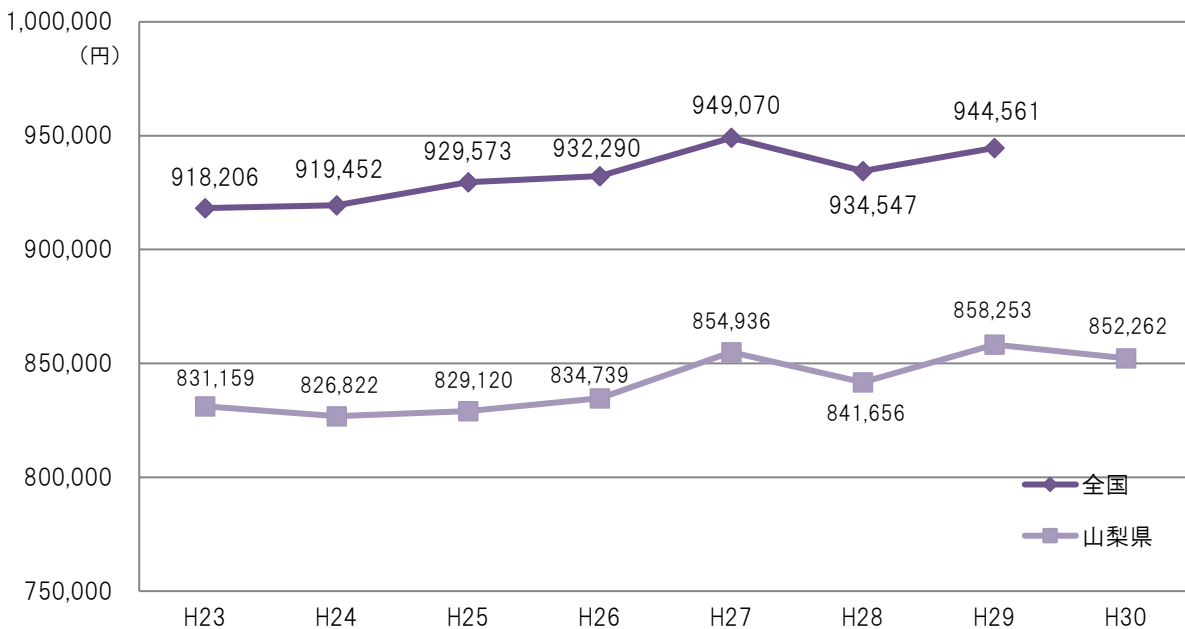
● 1人当たり医療費の状況

(単位：円、%)

年 度	医療費	前年比	入 院	入院外	歯 科	調 剤	訪問看護	入院時食事 生活療養費	療養費等
26 年度	834,739	0.68	379,486	227,613	26,566	164,982	2,643	23,537	9,912
3 割	765,173	▲2.35	312,296	231,152	31,265	161,903	2,965	15,653	9,938
1 割	838,453	0.83	383,073	227,424	26,315	165,146	2,626	23,958	9,910
27 年度	854,936	2.42	385,293	233,993	27,158	172,713	2,507	23,302	9,970
3 割	772,442	0.95	308,091	236,865	31,439	168,189	2,413	14,627	10,818
1 割	859,268	2.48	388,366	233,802	26,932	172,948	2,511	24,788	9,921
28 年度	841,656	▲1.55	385,670	229,447	27,870	163,422	3,002	22,667	9,578
3 割	767,972	▲0.58	316,335	231,719	32,731	160,011	2,851	15,476	8,849
1 割	845,659	▲1.58	389,436	229,324	27,606	163,608	3,011	23,058	9,616
29 年度	858,253	1.97	399,782	228,716	28,487	165,336	3,535	22,944	9,451
3 割	776,924	1.17	328,377	227,672	32,949	160,429	3,273	15,249	8,974
1 割	862,920	2.04	403,880	228,776	28,231	165,617	3,550	23,386	9,481
30 年度	852,262	▲0.70	400,897	230,093	29,373	156,595	3,534	22,613	9,156
3 割	763,708	▲1.70	322,390	231,978	33,064	150,618	2,936	14,481	8,241
1 割	857,669	▲0.61	405,690	229,978	29,148	156,960	3,571	23,110	9,212

(注) 1人当たり医療費 = 医療費 [総額もしくは各内訳の合計] ÷ 年度平均被保険者数

● 1人当たり医療費の推移（全国との比較）



※ 全国は、厚生労働省『後期高齢者医療事業年報』による。（対象期間は3月から2月）

● 市町村別医療費の状況

(単位：千円)

市町村	26 年度 医療費	27 年度 医療費	28 年度 医療費	29 年度 医療費	30 年度 医療費
1 甲 府 市	24,769,039	25,687,604	25,721,928	26,957,539	27,629,106
2 富 士 吉 田 市	5,143,230	5,466,813	5,516,397	5,817,243	5,985,353
3 都 留 市	3,091,612	3,141,656	3,192,437	3,323,888	3,364,429
4 山 梨 市	5,253,075	5,259,824	5,182,194	5,256,894	5,333,356
5 大 月 市	3,781,373	4,015,534	3,993,785	4,218,735	4,158,129
6 韭 崎 市	3,189,420	3,291,820	3,341,134	3,299,269	3,363,020
7 南アルプス市	6,672,740	6,954,990	7,119,441	7,395,874	7,622,994
8 北 杜 市	6,347,283	6,621,192	6,500,644	6,633,318	6,658,020
9 甲 斐 市	5,831,201	6,150,126	6,364,190	6,894,452	7,162,858
10 笛 吹 市	8,339,069	8,662,331	8,589,082	9,153,016	9,121,619
11 上 野 原 市	2,719,108	3,056,130	3,134,218	3,288,744	3,396,755
12 甲 州 市	4,733,245	4,673,086	4,739,060	4,748,560	4,872,570
13 中 央 市	2,394,364	2,600,084	2,628,984	2,799,187	2,810,370
14 市 川 三 郷 町	2,467,771	2,634,014	2,905,447	2,942,870	2,809,365
15 早 川 町	326,978	368,159	358,962	387,600	355,340
16 身 延 町	2,964,395	3,167,248	3,074,425	3,109,336	2,924,465
17 南 部 町	1,468,712	1,424,314	1,434,630	1,467,287	1,483,254
18 富 士 川 町	2,153,807	2,178,683	2,049,269	2,044,729	2,069,395
19 昭 和 町	1,241,514	1,371,762	1,500,656	1,473,424	1,577,952
20 道 志 村	226,132	237,744	221,407	257,560	248,959
21 西 桂 町	493,837	457,985	507,445	562,199	534,564
22 忍 野 村	675,285	698,232	621,794	673,994	739,069
23 山 中 湖 村	555,917	573,282	580,464	587,172	574,877
24 鳴 沢 村	301,443	292,219	289,983	338,756	340,933
25 富士河口湖町	2,579,874	2,672,349	2,583,532	2,682,079	2,799,042
26 小 菅 村	175,755	142,384	133,885	165,478	115,827
27 丹 波 山 村	132,197	127,579	123,181	166,468	123,871
広 域 連 合	98,028,376	101,927,144	102,408,574	106,645,669	108,175,492

● 市町村別療養給付費の状況

(単位：千円)

市町村	26 年度 療養給付費	27 年度 療養給付費	28 年度 療養給付費	29 年度 療養給付費	30 年度 療養給付費
1 甲 府 市	22,736,379	23,637,852	23,669,904	24,758,148	25,252,539
2 富 士 吉 田 市	4,704,927	5,027,059	5,033,875	5,331,644	5,465,553
3 都 留 市	2,829,183	2,870,523	2,916,663	3,036,098	3,061,227
4 山 梨 市	4,836,323	4,840,979	4,759,697	4,809,685	4,872,980
5 大 月 市	3,471,720	3,698,810	3,673,652	3,876,471	3,797,225
6 韭 崎 市	2,922,961	3,026,395	3,064,437	3,018,551	3,067,772
7 南アルプス市	6,102,074	6,392,308	6,536,292	6,780,239	6,956,920
8 北 杜 市	5,814,769	6,099,846	5,965,022	6,080,227	6,066,440
9 甲 斐 市	5,367,427	5,672,189	5,843,566	6,327,259	6,534,294
10 笛 吹 市	7,669,861	7,975,841	7,880,280	8,403,611	8,320,248
11 上 野 原 市	2,482,723	2,801,409	2,862,622	3,003,160	3,091,007
12 甲 州 市	4,337,943	4,293,548	4,340,279	4,347,608	4,444,443
13 中 央 市	2,200,633	2,401,449	2,417,578	2,567,347	2,561,656
14 市 川 三 郷 町	2,266,884	2,424,338	2,682,325	2,706,666	2,568,985
15 早 川 町	301,819	341,426	333,279	361,963	328,063
16 身 延 町	2,707,900	2,924,055	2,829,927	2,858,365	2,671,325
17 南 部 町	1,350,954	1,311,235	1,317,462	1,342,684	1,343,560
18 富 士 川 町	1,978,646	1,996,763	1,874,837	1,851,938	1,880,131
19 昭 和 町	1,129,628	1,254,182	1,368,684	1,333,766	1,427,895
20 道 志 村	206,445	218,510	201,945	235,498	227,856
21 西 桂 町	455,710	420,601	468,819	518,613	489,720
22 忍 野 村	618,816	642,670	569,927	612,354	677,377
23 山 中 湖 村	507,523	525,503	527,536	529,652	517,219
24 鳴 沢 村	277,197	267,348	264,342	311,258	311,194
25 富士河口湖町	2,372,965	2,463,482	2,376,818	2,454,915	2,552,902
26 小 菅 村	163,926	131,681	123,281	153,065	106,065
27 丹 波 山 村	121,754	118,103	113,738	155,042	114,329
広 域 連 合	89,937,090	93,778,104	94,016,788	97,765,826	98,708,925

(注) 療養給付費 = 診療費(入院、入院外、歯科) + 調剤 + 食事生活(医科・歯科) + 訪問看護の保険者負担分

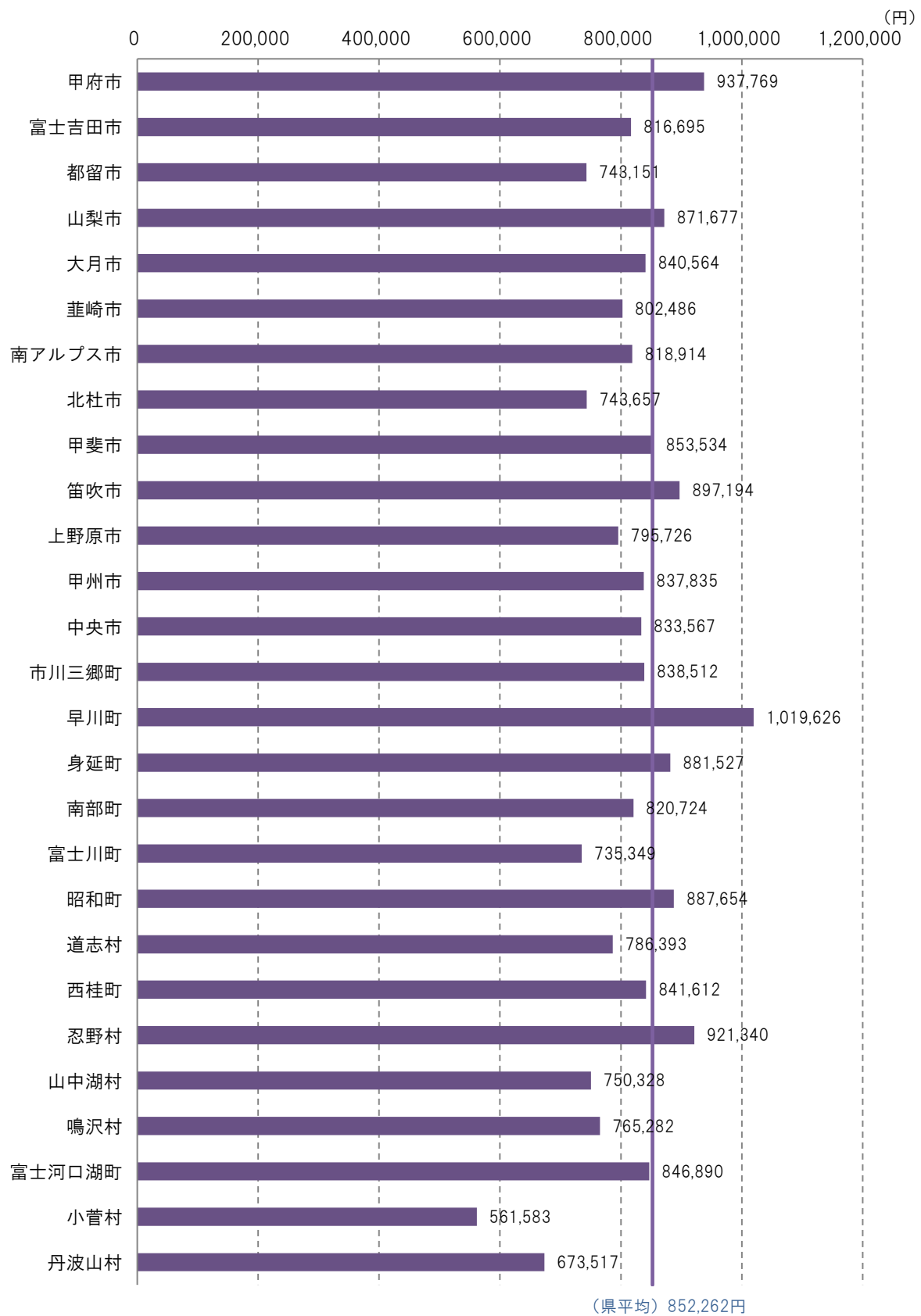
● 市町村別 1 人当たり医療費〔総額〕の状況

(単位：円、%)

市町村	29 年度 1 人当たり医療費	30 年度 1 人当たり医療費	対前年度 増 減 額	対前年度 増 減 率
1 甲 府 市	933,594	937,769	4,175	0.45
2 富 士 吉 田 市	818,638	816,695	▲1,943	▲0.24
3 都 留 市	744,098	743,151	▲947	▲0.13
4 山 梨 市	870,491	871,677	1,186	0.14
5 大 月 市	858,688	840,564	▲18,124	▲2.11
6 韭 崎 市	807,259	802,486	▲4,773	▲0.59
7 南アルプス市	816,682	818,914	2,232	0.27
8 北 杜 市	759,221	743,657	▲15,564	▲2.05
9 甲 斐 市	863,966	853,534	▲10,432	▲1.21
10 笛 吹 市	923,428	897,194	▲26,234	▲2.84
11 上 野 原 市	781,917	795,726	13,809	1.77
12 甲 州 市	823,688	837,835	14,147	1.72
13 中 央 市	871,478	833,567	▲37,911	▲4.35
14 市 川 三 郷 町	878,207	838,512	▲39,695	▲4.52
15 早 川 町	1,070,717	1,019,626	▲51,091	▲4.77
16 身 延 町	922,378	881,527	▲40,851	▲4.43
17 南 部 町	803,993	820,724	16,731	2.08
18 富 士 川 町	732,090	735,349	3,259	0.45
19 昭 和 町	869,276	887,654	18,378	2.11
20 道 志 村	820,254	786,393	▲33,861	▲4.13
21 西 桂 町	918,626	841,612	▲77,014	▲8.38
22 忍 野 村	870,794	921,340	50,546	5.80
23 山 中 湖 村	776,682	750,328	▲26,354	▲3.39
24 鳴 沢 村	797,072	765,282	▲31,790	▲3.99
25 富士河口湖町	831,137	846,890	15,753	1.90
26 小 菅 村	811,169	561,583	▲249,586	▲30.77
27 丹 波 山 村	845,016	673,517	▲171,499	▲20.30
広 域 連 合	858,253	852,262	▲5,991	▲0.70

※1 人当たり医療費〔総額〕＝ 医療費〔総額〕÷ 年度平均被保険者数

● 市町村別 1 人当たり医療費の比較 [平成 30 年度]



● 市町村別 1 人当たり医療費 [内訳] の状況 [平成 30 年度]

(単位：円)

市町村	入院 及び 食事療養費 生活療養費	入院外及び調剤		歯科	訪問看護	療養費
			調剤[再掲]			
1 甲 府 市	464,508	421,141	165,777	34,125	5,865	12,131
2 富 士 吉 田 市	375,007	398,565	161,920	28,251	1,506	13,365
3 都 留 市	362,226	344,647	139,818	26,075	956	9,247
4 山 梨 市	435,715	394,373	176,646	30,868	1,154	9,568
5 大 月 市	418,034	380,291	149,543	33,132	2,204	6,903
6 韭 崎 市	397,876	368,203	150,015	26,804	3,440	6,163
7 南アルプス市	414,825	365,655	145,310	26,194	4,247	7,993
8 北 杜 市	359,272	347,545	142,301	27,143	3,337	6,361
9 甲 斐 市	408,119	401,292	149,419	31,451	3,860	8,813
10 笛 吹 市	482,871	373,599	160,481	28,990	2,733	9,000
11 上 野 原 市	401,888	352,901	130,209	33,640	549	6,748
12 甲 州 市	437,925	366,051	164,171	25,882	1,208	6,768
13 中 央 市	399,286	391,359	163,318	30,826	6,253	5,844
14 市 川 三 郷 町	417,186	381,892	159,145	24,771	6,056	8,607
15 早 川 町	543,853	457,830	216,304	14,232	0	3,710
16 身 延 町	467,021	387,329	168,758	21,178	1,952	4,047
17 南 部 町	448,395	337,546	108,416	26,918	1,953	5,912
18 富 士 川 町	333,342	368,944	156,077	20,107	4,131	8,826
19 昭 和 町	429,629	413,281	173,897	31,702	4,827	8,215
20 道 志 村	382,102	373,897	104,143	24,912	1,974	3,509
21 西 桂 町	356,483	448,946	180,589	22,709	5,817	7,656
22 忍 野 村	488,824	390,993	141,407	25,843	2,465	13,215
23 山 中 湖 村	317,027	396,108	163,568	28,576	833	7,785
24 鳴 沢 村	367,144	349,827	149,863	41,439	218	6,654
25 富士河口湖町	406,210	401,628	168,066	23,087	3,168	12,797
26 小 菅 村	271,149	259,508	63,261	29,836	0	1,091
27 丹 波 山 村	358,279	296,025	82,840	18,843	0	369
広 域 連 合	423,510	386,688	156,595	29,373	3,534	9,156

(注) 1 人当たり医療費 [内訳] = 医療費 [各内訳の合計] ÷ 年度平均被保険者数

● 市町村別 1 人当たり療養費の状況 [平成 30 年度]

(単位：円)

市町村	療養費計	療養費の内訳				
		一般診療等	補装具	柔道整復	按摩・ マッサージ	鍼灸
1 甲府市	12,131	18	742	3,346	7,096	928
2 富士吉田市	13,365	0	621	6,022	6,387	335
3 都留市	9,247	0	721	2,704	5,521	301
4 山梨市	9,568	6	873	5,252	2,527	910
5 大月市	6,903	0	916	2,444	3,534	8
6 韭崎市	6,163	0	649	2,691	2,354	470
7 南アルプス市	7,993	1	801	3,877	3,222	93
8 北杜市	6,361	153	499	2,091	2,793	823
9 甲斐市	8,813	0	595	3,562	3,715	939
10 笛吹市	9,000	6	848	3,218	3,976	952
11 上野原市	6,748	0	1,104	2,189	3,359	96
12 甲州市	6,768	9	579	3,704	2,085	391
13 中央市	5,844	24	512	2,980	1,977	350
14 市川三郷町	8,607	0	771	4,083	2,031	1,722
15 早川町	3,710	0	557	3,134	19	0
16 身延町	4,047	0	1,266	943	1,485	354
17 南部町	5,912	0	1,123	2,230	2,468	92
18 富士川町	8,826	0	743	3,434	4,016	633
19 昭和町	8,215	0	446	3,065	4,388	316
20 道志村	3,509	0	938	977	1,595	0
21 西桂町	7,656	0	687	2,552	3,373	1,045
22 忍野村	13,215	0	947	2,361	9,151	756
23 山中湖村	7,785	247	689	2,525	2,478	1,845
24 鳴沢村	6,654	124	1,153	2,240	3,137	0
25 富士河口湖町	12,797	0	847	5,048	5,105	1,797
26 小菅村	1,091	0	933	158	0	0
27 丹波山村	369	0	172	109	87	0
広域連合	9,156	19	749	3,383	4,324	681

(注) 1 人当たり療養費 = 療養費の合計 ÷ 年度平均被保険者数

● 市町村別診療費諸率の状況 [平成 30 年度]

(単位：円、%)

市町村	入院					入院外				
	受診率	日数/ 件	1 件	費用額 1 日	1 人	受診率	日数/ 件	1 件	費用額 1 日	1 人
1 甲 府 市	79.29	18.38	553,837	30,134	439,140	1663.90	1.70	15,347	9,007	255,364
2 富 士 吉 田 市	65.66	16.02	542,351	33,864	356,103	1514.09	1.80	15,630	8,668	236,646
3 都 留 市	76.62	15.42	446,295	28,950	341,973	1160.82	1.51	17,645	11,721	204,829
4 山 梨 市	80.07	16.54	516,454	31,229	413,517	1357.38	1.72	16,040	9,324	217,727
5 大 月 市	79.87	16.89	494,885	29,298	395,261	1345.93	1.64	17,144	10,427	230,748
6 韭 崎 市	72.64	17.66	516,201	29,227	374,949	1472.82	1.65	14,814	9,003	218,188
7 南アルプス市	71.57	17.77	551,199	31,026	394,480	1526.90	1.63	14,431	8,843	220,344
8 北 杜 市	69.16	16.31	490,298	30,056	339,093	1287.39	1.49	15,943	10,715	205,244
9 甲 斐 市	69.86	17.43	554,789	31,831	387,598	1651.79	1.60	15,249	9,523	251,873
10 笛 吹 市	81.35	17.08	563,839	33,020	458,699	1442.11	1.59	14,778	9,309	213,118
11 上 野 原 市	79.58	17.19	475,012	27,626	378,007	1333.93	1.67	16,694	9,997	222,692
12 甲 州 市	79.75	17.19	520,478	30,273	415,082	1324.44	1.64	15,243	9,281	201,880
13 中 央 市	67.95	18.30	556,233	30,402	377,971	1516.62	1.57	15,036	9,563	228,040
14 市川三郷町	82.29	17.78	476,784	26,820	392,337	1396.48	1.78	15,951	8,942	222,748
15 早 川 町	112.20	17.59	457,333	26,002	513,105	1273.17	1.63	18,970	11,604	241,526
16 身 延 町	94.65	17.66	462,945	26,219	438,175	1212.69	1.71	18,024	10,562	218,571
17 南 部 町	88.75	18.14	473,608	26,104	420,344	1394.83	1.50	16,427	10,958	229,129
18 富 士 川 町	68.72	15.66	458,962	29,305	315,416	1497.46	1.60	14,215	8,863	212,867
19 昭 和 町	72.51	17.89	563,769	31,512	408,793	1625.50	1.70	14,727	8,685	239,384
20 道 志 村	75.49	16.49	477,878	28,988	360,768	1290.97	1.41	20,895	14,811	269,753
21 西 桂 町	68.64	15.38	492,142	31,997	337,823	1445.13	1.66	18,570	11,196	268,357
22 忍 野 村	81.90	17.32	568,501	32,818	465,620	1526.99	1.76	16,345	9,310	249,587
23 山 中 湖 村	59.91	14.41	503,965	34,969	301,918	1449.81	1.60	16,039	10,054	232,540
24 鳴 沢 村	61.28	16.16	569,642	35,256	349,074	1367.23	1.70	14,626	8,585	199,964
25 富士河口湖町	66.50	15.88	583,090	36,717	387,776	1503.99	1.79	15,530	8,697	233,562
26 小 菅 村	58.18	16.90	434,930	25,736	253,050	1437.58	1.67	13,651	8,167	196,247
27 丹 波 山 村	73.40	17.76	457,965	25,793	336,158	1357.13	1.68	15,709	9,329	213,186
広 域 連 合	76.01	17.31	527,402	30,462	400,897	1479.91	1.66	15,548	9,388	230,093

(注) 受診率＝レセプト件数÷平均被保険者数×100

(単位：円、%)

市町村	歯科					合計				
	受診率	日数/ 件	費用額			受診率	日数/ 件	費用額		
			1 件	1 日	1 人			1 件	1 日	1 人
1 甲 府 市	229.85	1.98	14,847	7,510	34,125	1973.04	2.41	36,929	15,350	728,629
2 富 士 吉 田 市	195.89	2.10	14,422	6,853	28,251	1775.64	2.36	34,973	14,808	621,000
3 都 留 市	167.47	1.88	15,570	8,267	26,075	1404.91	2.31	40,777	17,658	572,878
4 山 梨 市	203.37	1.82	15,178	8,354	30,868	1640.81	2.46	40,353	16,434	662,112
5 大 月 市	221.31	2.05	14,971	7,309	33,132	1647.11	2.44	40,018	16,415	659,141
6 韭 崎 市	171.93	2.03	15,591	7,697	26,804	1717.38	2.36	36,098	15,289	619,942
7 南アルプス市	181.36	2.03	14,443	7,114	26,194	1779.83	2.32	36,016	15,515	641,019
8 北 杜 市	199.84	1.79	13,582	7,601	27,143	1556.39	2.18	36,718	16,805	571,480
9 甲 斐 市	223.08	1.94	14,098	7,252	31,451	1944.73	2.21	34,499	15,616	670,923
10 笛 吹 市	197.33	2.01	14,691	7,308	28,990	1720.79	2.37	40,726	17,197	700,806
11 上 野 原 市	230.14	1.99	14,617	7,344	33,640	1643.64	2.47	38,593	15,647	634,339
12 甲 州 市	167.13	2.03	15,486	7,628	25,882	1571.32	2.47	40,911	16,544	642,845
13 中 央 市	225.72	2.11	13,657	6,483	30,826	1810.29	2.27	35,179	15,520	636,837
14 市川三郷町	155.00	2.17	15,982	7,380	24,771	1633.77	2.63	39,164	14,917	639,856
15 早 川 町	102.44	1.87	13,894	7,447	14,232	1487.80	2.85	51,678	18,108	768,864
16 身 延 町	136.79	1.99	15,482	7,786	21,178	1444.13	2.78	46,943	16,895	677,924
17 南 部 町	191.06	1.60	14,089	8,818	26,918	1674.64	2.39	40,390	16,882	676,392
18 富 士 川 町	137.59	2.06	14,614	7,079	20,107	1703.77	2.21	32,187	14,577	548,389
19 昭 和 町	232.44	1.98	13,639	6,901	31,702	1930.45	2.34	35,219	15,065	679,879
20 道 志 村	215.74	1.83	11,547	6,319	24,912	1582.21	2.19	41,425	18,943	655,433
21 西 桂 町	146.58	1.92	15,493	8,063	22,709	1660.35	2.25	37,877	16,840	628,889
22 忍 野 村	198.46	2.00	13,022	6,511	25,843	1807.35	2.49	41,002	16,480	741,050
23 山 中 湖 村	211.05	2.18	13,540	6,199	28,576	1720.77	2.11	32,720	15,479	563,034
24 鳴 沢 村	260.61	1.57	15,901	10,138	41,439	1689.11	2.21	34,958	15,838	590,476
25 富士河口湖町	153.82	2.13	15,008	7,062	23,087	1724.31	2.36	37,373	15,840	644,425
26 小 菅 村	180.85	2.25	16,498	7,317	29,836	1676.61	2.26	28,578	12,629	479,133
27 丹 波 山 村	138.65	2.25	13,591	6,027	18,843	1569.19	2.49	36,209	14,564	568,187
広 域 連 合	200.28	1.98	14,666	7,417	29,373	1756.20	2.37	37,602	15,863	660,363

(注) 受診率＝レセプト件数÷平均被保険者数×100

6 医療費の適正化

(1) 医療費通知の送付 [年 3 回]

被保険者に対し、受診年月、医療機関等名、日数、医療費（保険適用分のみ 10 割）の額などをお知らせすることにより、一人ひとりが健康管理を心がけ、適正な保険診療を受けていただくための契機とすることや、医療機関等による診療報酬の不正請求の抑止効果を目的としています。

(2) 後発医薬品利用差額通知の送付 [毎月]

高血圧、糖尿病等の一定の条件に該当する被保険者へ、後発医薬品（ジェネリック医薬品）に切り替えた場合に見込まれる軽減額などをお知らせすることで、その利用を促進し、被保険者の負担軽減と医療費適正化の推進に繋がっています。

(3) 第三者行為損害賠償求償事務

交通事故など、第三者の行為によってけがや病気になった場合でも、届け出により後期高齢者医療で治療を受けることができます。この場合、保険者が一時的に医療費を立て替え、後で加害者に請求することになります。

(4) 重複・頻回受診者等への訪問指導

重複・頻回受診者等に対して保健師等が訪問し、日頃からの健康づくりや適切な受診、服薬などに関する指導及び相談を行っています。

(5) 柔道整復師等による施術状況の確認等

柔道整復に係る療養費支給申請書の内容点検に加え、被保険者に文書を送付するなどして施術内容の確認を行い、不正請求等の発見等に関わる他、リーフレットやホームページ等において適正な受診を呼びかけています。

(6) 医療と介護の給付調整

在宅（有料老人ホーム、グループホーム等の入所者を含む）で療養されている被保険者で、要介護（要支援）認定を受けている方の医療サービスのうち、介護保険でも同種のサービスがある場合は、医療保険と介護保険との間で給付調整が必要なため、医療機関への確認、返戻等の処理を行っています。

<平成 30 年度医療費通知送付状況>

送付月	送付件数
平成 30 年 07 月	119,178 件
平成 30 年 11 月	119,919 件
平成 31 年 03 月	121,207 件
合 計	360,304 件

<後発医薬品利用差額通知送付状況>

送付年度	送付件数
28年度	31,817件
29年度	42,445件
30年度	38,277件

<第三者行為損害賠償金収納状況>

年度	収納件数	収納金額
26 年度	987 件	159,765,056 円
27 年度	908 件	159,765,056 円
28 年度	1,023 件	153,903,974 円
29 年度	1,111 件	168,261,423 円
30 年度	1,089 件	155,484,259 円

<訪問指導実施状況>

指導対象	指導実人数
重複受診	87人
頻回受診	23人
重複投薬	0人

7 保健事業

糖尿病などの生活習慣病を早期に発見し、重症化を予防するための健康診査事業や高齢者の健康づくりのための各種健康増進事業を、市町村と協力して実施しています。

(1) 健康増進事業

長年、社会に貢献されてきた高齢者の疾病を予防し、健康を維持するために、山梨県後期高齢者健康増進事業実施計画に基づき、市町村と広域連合が協力して、市町村の実情に応じた健康増進事業を実施しています。

＜健康増進事業実施状況＞

年 度	実施市町村数	実 施事業数	事業の内容	健康増進事業補助金額
26 年度	9 市町村	10 事業	認知症予防教室、健康づくり教室、人間ドック等検診事業	56,887,000 円
27 年度	9 市町村	9 事業	健康づくり教室、人間ドック等検診事業	56,887,000 円
28 年度	10 市町村	10 事業	健康づくり教室、人間ドック等検診事業	56,887,000 円
29 年度	11 市町村	11 事業	健康づくり教室、人間ドック等検診事業	48,418,000 円
30 年度	14 市町村	14 事業	健康づくり教室、人間ドック等検診事業、健康診査事業（追加項目）	39,068,000 円

(2) 健康診査事業

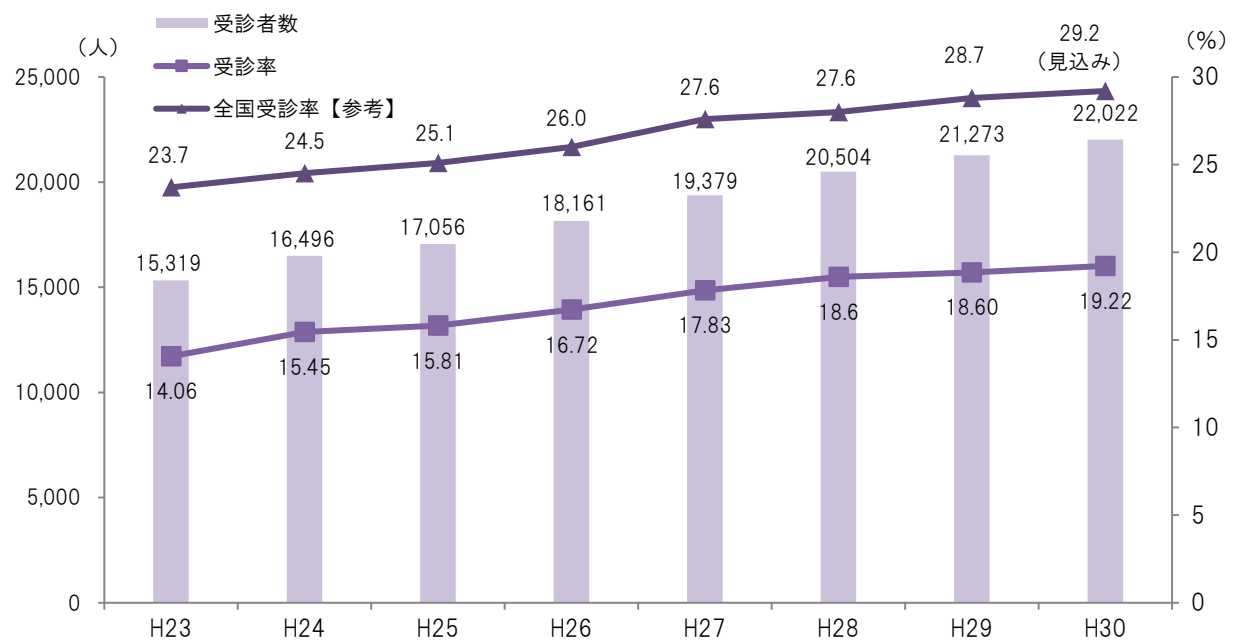
糖尿病などの生活習慣病を早期に発見して重症化を予防するとともに、心身の健康を維持しながら自立し、生きがいのある生活を送るための適切な支援に繋げるため、健康診査の受診を促進しています。

● 健康診査事業実施状況

(単位：人、%、円)

項 目		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
目 標 値 (計画)	受 診 率	16.9%	17.5%	18.7%	18.8%	19.1%
	対象者数	108,543 人	108,957 人	107,717 人	113,109 人	115,116 人
	実施者数	18,347 人	19,027 人	20,183 人	21,223 人	22,023 人
実 績 (結果)	受 診 率	16.72%	17.83%	18.60%	18.84%	19.22%
	対象者数	108,602 人	108,658 人	110,256 人	112,905 人	114,607 人
	実施者数	18,161 人	19,379 人	20,504 人	21,273 人	22,022 人
健康診査事業費補助金額		52,086,000 円	58,364,000 円	62,212,000 円	65,132,000 円	66,660,000 円

● 健康診査受診者数と受診率の推移



● 市町村別交付額等の状況 [平成 30 年度]

(単位：人、%、円)

市町村	対象者数	受診者数	受診率	交付金額	(参考) 人間ドック 受診者数
1 甲 府 市	25,198	1,957	7.77	6,447,000	1,952
2 富 士 吉 田 市	6,721	558	8.30	1,732,000	
3 都 留 市	4,251	944	22.21	2,818,000	
4 山 梨 市	5,610	309	5.51	925,000	287
5 大 月 市	4,402	670	15.22	2,162,000	
6 韭 崎 市	4,035	1,165	28.87	3,577,000	
7 南アルプス市	8,753	2,910	33.25	8,642,000	
8 北 杜 市	8,252	2,144	25.98	5,945,000	
9 甲 斐 市	7,015	1,813	25.84	5,492,000	943
10 笛 吹 市	9,432	2,052	21.76	6,169,000	
11 上 野 原 市	3,894	511	13.12	1,512,000	140
12 甲 州 市	5,562	1,049	18.86	3,154,000	
13 中 央 市	2,823	579	20.51	1,823,000	61
14 市 川 三 郷 町	3,147	1,097	34.86	3,389,000	
15 早 川 町	295	135	45.76	449,000	2
16 身 延 町	3,035	937	30.87	2,870,000	
17 南 部 町	1,777	689	38.77	2,076,000	
18 富 士 川 町	2,632	935	35.52	2,859,000	
19 昭 和 町	1,670	639	38.26	1,914,000	
20 道 志 村	300	94	31.33	262,000	
21 西 桂 町	588	74	12.59	207,000	
22 忍 野 村	632	148	23.42	441,000	61
23 山 中 湖 村	704	253	35.94	746,000	
24 鳴 沢 村	340	29	8.53	85,000	43
25 富士河口湖町	3,246	246	7.58	678,000	
26 小 菅 村	137	52	37.96	171,000	
27 丹 波 山 村	156	33	21.15	115,000	3
広 域 連 合	114,607	22,022	19.22	66,660,000	3,492

● 歯科健康診査事業実施状況

(単位：人、%、円)

項 目		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
目 標 値 (計画)	受 診 率	—	2.6%	2.2%	1.9%	1.9%
	対象者数	—	112,152 人	113,169 人	119,875 人	118,582 人
	実施者数	—	2,869 人	2,527 人	2,268 人	2,284 人
実 績 (結果)	受 診 率	0.37%	1.74%	1.75%	1.49%	1.43%
	対象者数	108,602 人	108,658 人	110,256 人	116,286 人	118,190 人
	実施者数	399 人	1,888 人	1,932 人	1,729 人	1,691 人
健康診査事業費補助金額		406,000 円	3,336,000 円	3,336,000 円	3,328,000 円	4,444,000 円

● 市町村別交付額等の状況（歯科） [平成 30 年度]

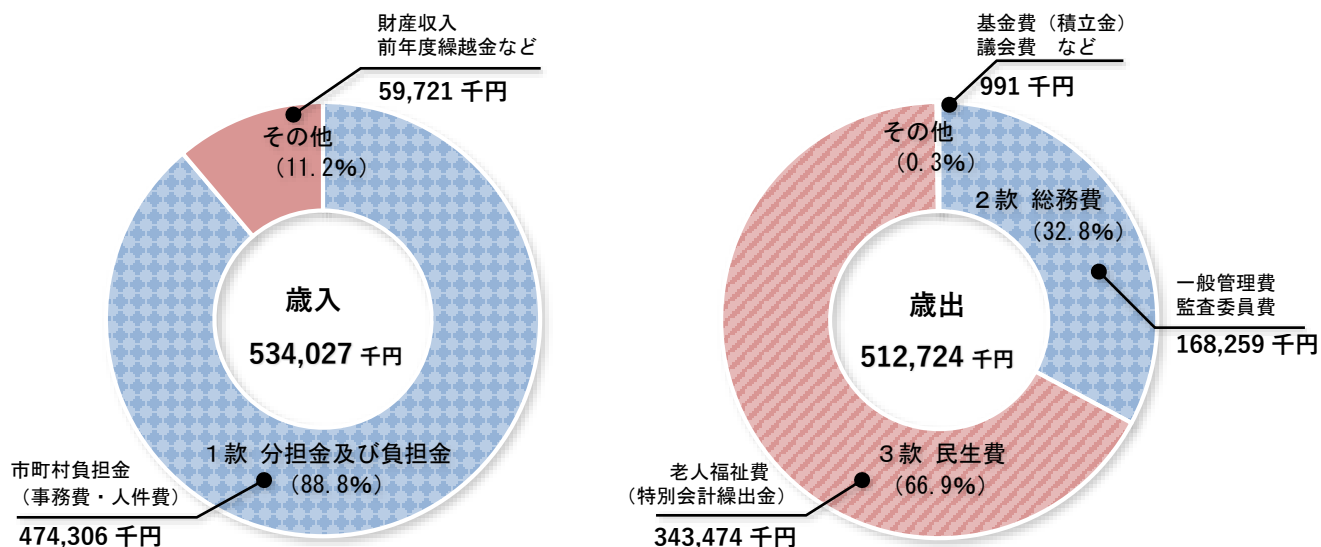
(単位：人、%、円)

市町村	対象者数	受診者数	受診率	交付金額
1 甲 府 市	27,150	634	2.34	1,841,000
2 大 月 市	4,402	50	1.14	116,000
3 南アルプス市	8,764	198	2.26	128,000
4 甲 斐 市	7,958	139	1.75	313,000
5 笛 吹 市	9,432	545	5.78	1,685,000
6 甲 州 市	5,562	37	0.67	83,000
7 富 士 河 口 湖 町	3,246	88	2.71	278,000

8 決算の状況〔平成 30 年度〕

（１）一般会計

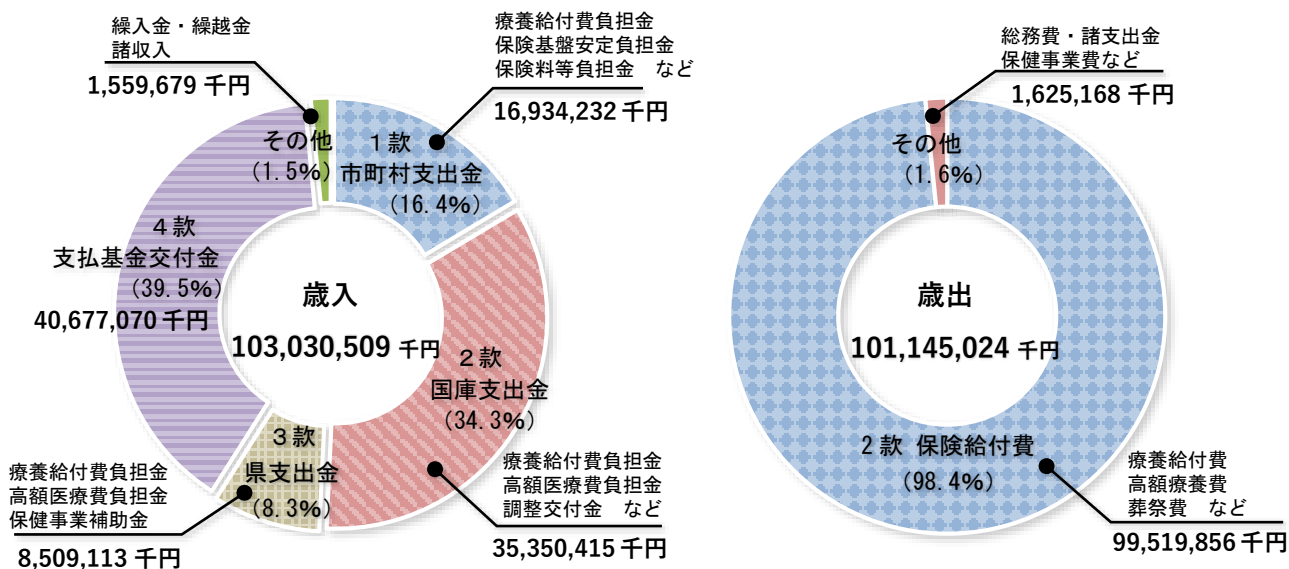
広域連合の運営に係る経費については、関係市町村の負担金を充てるとされています。一般会計の歳入の大部分が、この市町村負担金（１款 分担金及び負担金）であり、歳出においては職員の人件費を含む総務費と全体の６割を占める特別会計への繰出金（３款 民生費）が主なものです。



（２）後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療に関する収入及び支出については、広域連合と市町村は特別会計を設けなければならないとされています。（高齢者の医療の確保に関する法律第 49 条）

広域連合が設ける特別会計は、歳入においては市町村から納付される保険料や国県市による公費負担、現役世代の負担である支払基金交付金などがあり、歳出においては全体の９割以上を占める保険給付費や保健事業費などがあります。



(3) 基金

ア 山梨県後期高齢者医療広域連合財政調整基金

(経済事情の変動や災害などを原因とする収入減・支出増に対応するための財源に充てるための基金)

(単位：円)

年度	年度末の現在高	年度中の増減高	出納整理期間中の増減高
23 年度	81,375,965	10,238,561	0
24 年度	33,755,573	▲47,620,392	0
25 年度	42,754,419	8,998,846	0
26 年度	57,636,118	14,881,699	0
27 年度	71,091,357	13,455,239	0
28 年度	94,231,970	23,140,613	0
29 年度	125,937,407	31,705,437	0
30 年度	87,367,032	▲38,570,375	0

イ 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付基金

(後期高齢者医療の年度間の財源を調整し、給付に要する費用などの財源に充てるための基金)

(単位：円)

年度	年度末の現在高	年度中の増減高	出納整理期間中の増減高
23 年度	876,475,780	294,295,345	681
24 年度	435,097,489	▲441,378,291	▲757,221,237
25 年度	1,192,795,557	757,698,068	▲4,327,625
26 年度	1,188,997,312	▲3,798,245	219,604,620
27 年度	1,409,191,686	220,194,374	399,644,246
28 年度	1,809,203,620	400,011,934	0
29 年度	1,809,346,967	143,347	0
30 年度	1,809,502,470	155,503	0

ウ 山梨県後期高齢者医療広域連合保健事業等支援基金

(被保険者の健康の保持増進を目的とした保健事業等に要する費用に充てるための基金)

(単位：円)

年度	年度末の現在高	年度中の増減高	出納整理期間中の増減高
23 年度	—	—	—
24 年度	—	—	—
25 年度	—	—	—
26 年度	—	—	—
27 年度	—	—	—
28 年度	—	—	—
29 年度	—	—	—
30 年度	32,243,148	32,243,148	0

※平成 30 年度基金設置

(参考) 山梨県後期高齢者医療財政安定化基金

(未納による保険料の不足や、給付費の不足などに対して貸付等を行うための基金)

(単位: 円)

年度	年度末の現在高	拠出率	基金からの交付または借入額
23 年度	899,092,947	0.09%	0
24 年度	1,153,772,536	0.09%	0
25 年度	1,408,459,911	0.09%	0
26 年度	1,409,372,314	—	0
27 年度	1,410,678,728	—	0
28 年度	1,412,010,046	—	0
29 年度	1,412,754,746	—	0
30 年度	1,413,252,134	—	0

※ 26 年度以降については、拠出を行っていない。

● 一般会計決算の状況

ア 歳入

(単位：円、%)

科 目	29 年度	30 年度	29～30 増減額	29～30 増減率
1 款 分担金及び負担金	472,533,174	474,305,612	1,772,438	0.38
市町村負担金	472,533,174	474,305,612	1,772,438	0.38
2 款 財産収入	7,437	10,625	3,188	42.87
利子及び配当金	7,437	10,625	3,188	42.87
3 款 繰入金	6,825,000	38,581,000	31,756,000	465.29
財政調整基金繰入金	6,825,000	38,581,000	31,756,000	465.29
4 款 繰越金	25,872,662	21,104,957	▲4,767,705	▲18.43
繰越金	25,872,662	21,014,957	▲4,767,705	▲18.43
5 款 諸収入	34,354	24,680	▲9,674	▲28.16
預金利子	31,134	24,680	▲6,454	▲20.73
雑入	3,220	0	▲3,220	皆減
歳 入 計	505,272,627	534,026,874	28,754,247	5.69

イ 歳出

(単位：円、%)

科 目	29 年度	30 年度	29～30 増減額	29～30 増減率
1 款 議会費	1,089,256	980,026	▲109,230	▲10.03
議会費	1,089,256	980,026	▲109,230	▲10.03
2 款 総務費	166,353,561	168,259,239	1,905,678	1.15
一般管理費	166,093,037	167,999,619	1,906,582	1.15
公平委員会費	0	0	0	—
選挙管理委員会費	0	0	0	—
監査委員費	260,524	259,620	▲904	▲0.35
3 款 民生費	278,194,416	343,473,669	65,279,253	23.47
老人福祉費	278,194,416	343,473,669	65,279,253	23.47
4 款 諸支出金	38,530,437	10,625	▲38,519,812	▲99.97
財政調整基金費	38,530,437	10,625	▲38,519,812	▲99.97
5 款 予備費	0	0	0	—
予備費	0	0	0	—
歳 出 計	484,167,670	512,723,559	28,555,889	5.90
歳入歳出差引額	21,104,957	21,303,315	198,358	0.94

● 特別会計決算の状況

ア 歳入

(単位：円、%)

科 目	29 年度	30 年度	29～30 増減額	29～30 増減率
1 款 市町村支出金	16,356,638,502	16,934,232,177	577,593,675	3.53
保険料等負担金	6,520,752,442	6,993,150,109	472,397,667	7.24
療養給付費負担金	7,792,516,880	7,853,511,139	60,994,259	0.78
保険基盤安定負担金	2,043,369,180	2,087,570,929	44,201,749	2.16
2 款 国庫支出金	34,483,373,650	35,350,415,466	867,041,816	2.51
療養給付費負担金	24,422,382,649	25,255,024,021	832,641,372	3.41
高額医療費負担金	376,669,799	419,082,746	42,412,947	11.26
調整交付金	9,112,910,000	9,237,219,000	124,309,000	1.36
事業費補助金	26,809,940	27,118,127	308,187	1.15
円滑運営臨時特例交付金	544,546,262	408,078,572	▲136,467,690	▲25.06
災害臨時特例補助金	55,000	49,000	▲6,000	▲10.91
円滑運営事業費補助金	—	3,844,000	3,844,000	皆増
3 款 県支出金	8,172,673,031	8,509,112,693	336,439,662	4.12
療養給付費負担金	7,761,773,232	8,054,477,947	292,704,715	3.77
高額医療費負担金	376,669,799	419,082,746	42,412,947	11.26
財政安定化基金交付金	0	0	0	—
保健事業補助金	34,230,000	35,552,000	1,322,000	3.86
4 款 支払基金交付金	40,143,463,334	40,677,069,771	533,606,437	1.33
後期高齢者交付金	40,143,463,334	40,677,069,771	533,606,437	1.33
5 款 特別高額医療費共同事業交付金	16,701,716	29,900,458	13,198,742	79.03
特別高額医療費共同事業交付金	16,701,716	29,900,458	13,198,742	79.03
6 款 財産収入	143,347	156,651	13,304	9.28
利子及び配当金	143,347	156,651	13,304	9.28
7 款 繰入金	278,194,416	343,473,669	65,279,253	23.47
一般会計繰入金	278,194,416	343,473,669	65,279,253	23.47
後期高齢者医療給付基金繰入金	0	0	0	—
8 款 繰越金	2,506,961,896	1,019,223,091	▲1,487,738,805	▲59.34
繰越金	2,506,961,896	1,019,223,091	▲1,487,738,805	59.34
9 款 県財政安定化基金借入金	0	0	0	—
県財政安定化基金借入金	0	0	0	—
10 款 諸収入	177,531,463	166,924,914	▲10,606,549	▲5.97
延滞金	162,067	63,100	▲98,967	▲61.07
過料	0	0	0	—
加算金	11,166	0	▲11,166	皆減
預金利子	727,304	755,863	28,559	3.93
第三者納付金	168,261,423	155,463,814	▲12,797,609	▲7.61
返納金	8,369,503	10,642,137	2,272,634	27.15
雑入	0	0	0	—
歳 入 計	102,135,681,355	103,030,508,890	894,827,535	0.88

イ 歳出

(単位：円、%)

科 目	29 年度	30 年度	29～30 増減額	29～30 増減率
1 款 総務費	316,133,416	371,025,669	54,892,253	17.36
一般管理費	316,133,416	371,025,669	54,892,253	17.36
2 款 保険給付費	98,580,592,919	99,519,855,652	939,262,733	0.95
療養給付費	92,558,480,982	93,558,166,092	999,685,110	1.08
訪問看護療養費	390,902,390	399,439,000	8,536,610	2.18
特別療養費	0	0	0	—
移送費	88,880	0	▲88,880	皆減
審査支払手数料	262,189,050	268,791,075	6,602,025	2.52
療養費	1,045,237,017	1,034,040,683	▲11,196,334	▲1.07
高額療養費	3,857,303,713	3,846,262,316	▲11,041,397	▲0.29
高額介護合算療養費	91,590,887	39,556,486	▲52,034,401	▲56.81
葬祭費	374,800,000	373,600,000	▲1,200,000	▲0.32
3 款 特別高額医療費共同事業拠出金	18,321,942	22,115,066	3,793,124	20.70
共同事業拠出金	18,258,444	22,052,281	3,793,837	20.78
共同事業事務費拠出金	63,498	62,785	▲713	▲1.12
4 款 保健事業費	116,928,000	110,222,000	▲6,706,000	▲5.74
健康診査費	68,460,000	71,104,000	2,644,000	3.86
その他健康保持増進費	48,468,000	39,118,000	▲9,350,000	▲19.29
5 款 基金積立金	143,347	32,398,651	32,255,304	22501.55
医療給付基金積立金	143,347	155,503	12,156	8.48
保健事業等支援基金積立金	—	32,243,148	32,243,148	皆増
6 款 公債費	0	0	0	—
利子	0	0	0	—
7 款 諸支出金	2,084,338,640	1,089,406,938	▲994,931,702	▲47.73
保険料還付金	25,945,960	18,877,190	▲7,068,770	▲27.24
償還金	2,057,571,880	1,070,406,948	▲987,164,932	▲47.98
還付加算金	820,800	122,800	▲698,000	▲85.04
8 款 予備費	0	0	0	—
予備費	0	0	0	—
歳 出 計	101,116,458,264	101,145,023,976	28,565,712	0.03
歳入歳出差引額	1,019,223,091	1,885,484,914	866,261,823	84.99

Ⅳ 年 表

年 月	内 容
昭和 36 年 04 月	● 国民皆保険体制の確立
昭和 48 年 01 月	● 老人福祉法に基づく老人医療費支給制度の創設 ▶ 70 歳以上の高齢者の自己負担を無料化
昭和 58 年 02 月	● 老人保健法に基づく老人保健制度の開始 ▶ 高齢者の一部負担金制度を導入
平成 09 年 08 月	● 厚生労働省「21 世紀の国民医療－良質な医療と皆保険制度確保への指針」 ▶ 「増大する一方の高齢者医療費を全国民が公平に支える制度として、高齢者を対象とする独立した保険制度の創設」
平成 11 年	● 老人保健拠出金不払い運動
平成 12 年 12 月	● 老人保健法の一部改正（定率負担の導入等）に伴う参議院国民福祉委員会の附帯決議 ▶ 「新たな高齢者医療制度等の創設については、早急に検討し、平成 14 年度に必ず実施すること」
平成 13 年 01 月	● 高齢者の一部負担金に対する定率負担を導入
平成 13 年 03 月	● 社会保障改革大綱を策定（政府・与党社会保障改革協議会） ▶ 平成 14 年度には高齢者医療制度の見直しを始めとする医療制度改革の実現を図る
平成 14 年 08 月	● 健康保険法等の一部を改正する法律附則第 2 条第 2 項 ▶ 「医療保険制度体系の在り方、新たな高齢者医療制度の創設、診療報酬体系見直し等についての基本方針を平成 14 年度中に策定する」
平成 15 年 03 月	● 健康保険法等の一部を改正する法律附則第 2 条第 2 項の規定に基づく基本方針（閣議決定） ▶ 「高齢者医療は、75 歳以上の後期高齢者と 65 歳以上 75 歳未満の前期高齢者のそれぞれの特性に応じた新たな制度」 ▶ 「後期高齢者については、加入者の保険料、国保及び被用者保険からの支援並びに公費により賄う新たな制度に加入する」
平成 17 年 12 月	● 医療制度改革大綱を策定（政府・与党医療改革協議会） ▶ 75 歳以上の高齢者を対象にした新しい高齢者医療制度を創設する指針が示される。
平成 18 年 06 月	● 健康保険法等の一部を改正する法律 施行 ▶ 「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」と改め、内容を全面改訂。

Ⅳ 年 表

年 月	内 容
平成 20 年 04 月	● 後期高齢者医療制度（高齢者の医療の確保に関する法律）施行 ● 低所得者に対する保険料軽減の特例措置（以後継続） ▶ 均等割の軽減 … 7 割軽減を受ける方について、8.5 割軽減とする。 ▶ 所得割の軽減 … 所得割を負担する方のうち、所得額が 58 万円以下の方について 5 割軽減とする。 ● 被用者保険の被扶養者の保険料負担を 20 年 9 月まで凍結し、21 年 10 月から 21 年 3 月まで 9 割軽減とする。（以後継続） ● 平成 20・21 年度保険料率等（※） ▶ 所得割率 7.28% 均等割額 38,710 円 賦課限度額 500,000 円 ※ 小菅村については、平成 15～17 年度の 1 人当たりの医療給付費が県平均よりも約 38% 低いことから、不均一賦課を採用し、平成 20～25 年度までの 6 年をかけて、段階的に均一保険料に近づけていく。不均一による減額分は国と県が 1/2 ずつ負担する。 ▶ 所得割率 5.90% 均等割額 31,355 円 賦課限度額 500,000 円
平成 20 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：108,596 人 賦課総額：5,439,583,560 円 1 人当たり：50,090 円（軽減後）
平成 20 年 09 月	● 負担区分の誤りによる被保険者証の誤送付について記者発表（甲府市） ● 年金天引きプログラムのミスについて記者発表（富士吉田市）
平成 20 年 11 月	● 負担区分変更に伴う 4 市町 6 人の被保険者証発行誤りについて記者発表（広域連合）
平成 21 年 04 月	● 7 割軽減を受ける方のうち、被保険者全員が年金収入 80 万円以下（その他の所得がない）である世帯に属する方について、9 割軽減とする特例措置を追加（以後継続） ● 保険料の支払方法について、口座振替と年金天引きの選択を可能とする。
平成 21 年 05 月	● 後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の運用に係る留意点等について（平成 21 年 5 月 20 日保高発第 0520001 号） ▶ 悪質滞納者のみを対象とすること。
平成 21 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：110,906 人 賦課総額：5,114,304,440 円 1 人当たり：46,113 円（軽減後）
平成 21 年 10 月	● 後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の厳格な運用の徹底について（平成 21 年 10 月 26 日保発 1026 第 1 号） ▶ 原則として交付しないこと。
平成 22 年 04 月	● 医療保険制度の安定を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律 施行（平成 22 年法律第 35 号） ▶ 被用者保険等保険者は、後期高齢者支援金の 1/3 を総報酬割で算定する。 ▶ 財政安定化基金について、保険料の引き上げの抑制に活用可能とする。

Ⅳ 年 表

年 月	内 容
平成 22 年 04 月	● 平成 22・23 年度保険料率等（※） ▶ 所得割率 7.28% 均等割額 38,710 円 賦課限度額 500,000 円 ※ 不均一保険料率等（小菅村） ▶ 所得割率 6.40% 均等割額 34,064 円 賦課限度額 500,000 円
平成 22 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：113,029 人 賦課総額 5,146,216,020 円 1 人当たり：45,530 円（軽減後）
平成 22 年 12 月	● 高齢者医療制度改革会議 最終取りまとめ ▶ 後期高齢者医療制度を廃止し、75 歳以上の者も現役世代と同様に国保か被用者保険に加入することとしたうえで、「公費・現役世代・高齢者の負担割合の明確化」「都道府県単位の財政運営」といった現行制度の利点はできるだけ維持しつつ、よりよい制度を目指す。 ● 被用者保険の被扶養者であった方の軽減措置を（制度廃止まで）延長する。
平成 23 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：114,834 人 賦課総額 5,239,851,150 円 1 人当たり：45,629 円（軽減後）
平成 24 年 02 月	● 社会保障・税一体改革大綱（閣議決定） ▶ 高齢者医療制度改革会議の取りまとめ等を踏まえ、高齢者医療制度の見直しを行う。 ▶ 具体的内容について、関係者の理解を得たうえで、平成 24 年度通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する。
平成 24 年 04 月	● 賦課限度額 50 万円を 55 万円とする。 ● 平成 24・25 年度保険料率等（※） ▶ 所得割率 7.86% 均等割額 39,670 円 賦課限度額 550,000 円 ※ 不均一保険料率等（小菅村） ▶ 所得割率 7.30% 均等割額 37,289 円 賦課限度額 550,000 円
平成 24 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：116,363 人 賦課総額 5,577,058,000 円 1 人当たり：47,928 円（軽減後）
平成 24 年 08 月	● 社会保障制度改革推進法成立 ▶ 「今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。」（法第 6 条第 4 号）
平成 25 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：118,041 人 賦課総額 5,706,466,610 円 1 人当たり：48,343 円（軽減後）
平成 25 年 08 月	● 社会保障制度改革国民会議 報告書 ▶ 「後期高齢者医療制度については、創設から既に 5 年が経過し、現在では十分定着していると考えられる。今後は、現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ、後期高齢者支援金に対する全面報酬割の導入を始め、必要な改善を図っていくことが適当である。」

Ⅳ 年 表

年 月	内 容
平成 25 年 12 月	● 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律 成立 ▶ 持続可能な医療制度を構築するため、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 ・ 健康保険法等の一部を改正する法律附則第 2 条に規定する所要の措置 ・ 国民健康保険の運営について、財政運営をはじめとして都道府県が担うことを基本としつつ、都道府県と市町村において適切に役割を分担するために必要な方策 ・ 国民健康保険及び後期高齢者医療の保険料に係る低所得者の負担の軽減 ・ 被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の全てを標準報酬総額に応じた負担とすること ・ 低所得者の負担に配慮しつつ行う 70 歳から 74 歳までの者の一部負担金の取扱い及びこれと併せた負担能力に応じた負担を求める観点からの高額療養費の見直し等 ▶ 上記等の措置の実施状況等を踏まえ、高齢者医療制度の在り方について、必要に応じ、見直しに向けた検討を行うものとする。
平成 26 年 04 月	● 賦課限度額 55 万円を 57 万円とする。 ● 平成 26・27 年度保険料率等（※） ▶ 所得割率 7.86％ 均等割額 40,490 円 賦課限度額 570,000 円 ※ 小菅村の不均一賦課期間が終了したため、全県均一の保険料率等となった。 ● 均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象を拡大 ▶ 5 割軽減 … 所得基準額の拡大。単身世帯も対象とする。 ▶ 2 割軽減 … 所得基準額の拡大。
平成 26 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：118,800 人 賦課総額 5,753,068,130 円 1 人当たり：48,426 円（軽減後）
平成 26 年 08 月	● 保険料賦課額の減額等に係る取扱いについて（平成 26 年 8 月 5 日保高発 0805 第 1 号） ▶ 後期高齢者医療の保険料の賦課権に係る期間制限について、法令上、消滅時効等に係る規定がないため、徴収権と同様の取扱いが示されていたが、大阪高等裁判所の介護保険料減額更正請求事件判決が確定したことを受けて、後期高齢者医療の保険料についても、平成 26 年度分までの減額賦課について期間制限に服さない取扱いとすることが示された。 ▶ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）により、後期高齢者医療の保険料の賦課権について平成 27 年度以降の保険料について、2 年間の期間制限が設けられた。
平成 27 年 01 月	● 医療制度改革骨子（平成 27 年 1 月 13 日 社会保障制度改革推進本部決定） ① 国民健康保険の安定化 ・ 財政支援の拡充（H27～）財政運営責任の都道府県移行（H30～） ② 高齢者医療における後期高齢者支援金の全面報酬割の導入 ・ 1/3（現在）→ 1/2（H27）→ 2/3（H28）→ 全面報酬割（H29） ・ 拠出金負担の重い被用者保険者への支援を実施

Ⅳ 年 表

年 月	内 容
	③ 協会健保の国庫補助率の安定化と財政特例措置 ・ 国庫補助率を当分の間 16.4%と定める ④ 医療費適正化計画の見直し ・ 都道府県が、地域医療構想と整合的な目標を医療費適正化計画の中に設定 ・ 地域包括ケア推進等の為の指標の見直しや、後発医薬品の使用割合等の追加 ⑤ 個人や保険者による予防・健康づくりの促進 ・ 加入者へのヘルスケアポイントの付与等について、保険者が保健事業の中で実施できることを明確化 ・ H30 から、見直し後の後期高齢者支援金の加算・減算制度を開始 ⑥ 負担の公平化等 ・ 入院時食事療養費の段階的見直し（H28～）低所得者・難病患者等は据置き ・ 紹介状なしで大病院を受診する場合等の定額負担の導入（H28～） ・ 所得水準の高い国保組合の国庫補助の見直し（H28 から 5 年かけて） ・ 後期高齢者の保険料軽減特例（予算措置）を原則的に本則に戻す（H29～） ※ 激変緩和措置については、今後検討 ⑦ 患者申出療養（仮称）の創設
平成 27 年 04 月	● 均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象を拡大 ▶ 5 割軽減 … 所得基準額の拡大。 ▶ 2 割軽減 … 所得基準額の拡大。
平成 27 年 05 月	● 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律 成立 ▶ 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、持続可能な医療保険制度を構築するため、医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進、患者申出療養の創設等の措置を講ずる。 ・ 国民健康保険の安定化 ○ 国保への財政支援の拡充。 ○ 平成 30 年度からは、都道府県が財政運営の責任主体。 ・ 後期高齢者支援金の全面報酬割の導入 ○ 被用者保険者の後期高齢者支援金について、段階的に全面報酬割を実施。 ・ 負担の公平化等 ① 入院時食事代の段階的引上げ。 ② 紹介状なしの大病院受診時の定額負担の導入 ③ 健康保険の保険料算定基礎となる標準報酬月額の上限を引き上げ ・ その他 ① 協会健保の国庫補助率を当分の間 16.4%とするとともに、法定準備金を超える準備金に係る国庫補助額の特例的な減額措置を講ずる。 ② 被保険者の所得水準の高い国保組合への国庫補助について、所得水準に応じた補助率に見直し。 ③ 医療費適正化計画の見直し、予防・健康づくりの促進 ④ 患者申出療養を創設
平成 27 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：120,405 人 賦課総額 5,713,552,570 円 1 人当たり：47,453 円（軽減後）
平成 28 年 04 月	● 平成 28・29 年度保険料率等 ▶ 所得割率 7.86% 均等割額 40,490 円 賦課限度額 570,000 円

Ⅳ 年 表

年 月	内 容
平成 28 年 04 月	● 均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象を拡大 ▶ 5 割軽減 … 所得基準額の拡大。 ▶ 2 割軽減 … 所得基準額の拡大。
平成 28 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：122,516 人 賦課総額 5,950,159,990 円 1 人当たり：48,566 円（軽減後）
平成 28 年 12 月	● 保険料軽減判定におけるシステム誤りについて （平成 28 年 12 月 27 日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡） ▶ 後期高齢者医療制度発足（平成 20 年）以来、「後期高齢者医療広域連合電算処理システム（標準システム）」の設定に誤りがあり、一部の被保険者について、保険料の均等割部分の軽減判定が誤って行われ、本来納付すべき金額と異なる保険料が賦課されてきたもの。 ・ 保険料の均等割部分の軽減判定所得の計算において、青色申告による純損失の繰越控除を行う場合、本来、軽減判定用に計算した繰越損失額を用いる必要があるところ、確定申告上の繰越損失額を用いて計算していた。
平成 29 年 04 月	● 均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象を拡大 ▶ 5 割軽減 … 所得基準額の拡大。 ▶ 2 割軽減 … 所得基準額の拡大。 ● 所得額が 58 万円以下の方の所得割軽減特例の変更 ▶ 5 割軽減を 2 割軽減に変更 ● 元被扶養者の均等割軽減特例の変更 ▶ 9 割軽減を 7 割軽減に変更
平成 29 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：125,306 人 賦課総額 6,381,468,540 円 1 人当たり：50,927 円（軽減後） ● 後期高齢者医療保険料の還付手続きの不適正処理について記者発表（富士川町）
平成 30 年 04 月	● 平成 30・31 年度保険料率等 ▶ 所得割率 7.86% 均等割額 40,490 円 賦課限度額 620,000 円 ● 均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象を拡大 ▶ 5 割軽減 … 所得基準額の拡大。 ▶ 2 割軽減 … 所得基準額の拡大。 ● 賦課限度額 57 万円を 62 万円とする。 ● 所得額が 58 万円以下の方の所得割軽減特例の廃止 ▶ 2 割軽減を廃止 ● 元被扶養者の均等割軽減特例の変更 ▶ 7 割軽減を 5 割軽減に変更

Ⅳ 年 表

年 月	内 容
	● 住所地特例対象者の追加 ▶ 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）及び持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成 29 年政令第 258 号）により県外の施設等に入所している山梨県内の国民健康保険住所地特例者が後期高齢者医療保険被保険者になった場合に、山梨県後期高齢者医療広域連合の被保険者となることに変更されました。（平成 30 年 4 月 1 日施行）
平成 30 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：127,584 人 賦課総額 6,814,729,920 円 1 人当たり：53,414 円（軽減後）
平成 30 年 08 月	● 高額療養費制度の見直しに伴う限度額適用認定証の交付 ▶ 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 210 号）及び健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 97 号）により制度の持続可能性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平及び負担能力に応じた負担を求める観点から、高額療養費の算定基準額等の見直しが行われた。（平成 30 年 8 月 1 日施行） ・ 現役並み所得者の高額療養費の算定基準額となる所得区分がⅠ、Ⅱ及びⅢに細分化され、所得区分Ⅰ及びⅡの被保険者に対して申請により限度額適用認定証を交付。
平成 31 年 04 月	● 均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象を拡大 ▶ 5 割軽減 … 所得基準額の拡大。 ▶ 2 割軽減 … 所得基準額の拡大。 ● 低所得者に対する保険料軽減の特例措置の見直し ▶ 均等割の軽減率 … 9 割軽減を 8 割軽減に変更。 ● 元被扶養者の均等割軽減特例の見直し ▶ 5 割軽減を軽減なしに変更。 （ただし、資格取得後 2 年経過する月までの間に限り 5 割を軽減）
令和元年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：130,165 人 賦課総額 7,338,191,260 円 1 人当たり：56,376 円（軽減後）

後期高齢者医療制度の概要（平成 30 年度版）

令和元年 10 月 発行

発行 山梨県後期高齢者医療広域連合

〒400-8587 山梨県甲府市蓬沢 1-15-35
山梨県自治会館 2F

TEL 055-236-5671／ Fax 055-235-6373
